

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2021年12月27日
【事業年度】	第28期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社アルファクス・フード・システム
【英訳名】	Alphax Food System Co.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 由実子
【本店の所在の場所】	山口県宇部市西本町二丁目14番30号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	山口県山陽小野田市千崎128番地
【電話番号】	0836-39-5151
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 菊本 健司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高 (千円)	2,087,116	1,921,461	2,218,381	1,291,206	1,573,005
経常利益又は経常損失 (千円)	29,903	35,012	267,747	532,603	264,643
当期純利益又は当期純損失 (千円)	77,674	333,670	126,401	655,473	272,820
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	537,862	537,862	537,862	537,862	665,461
発行済株式総数 (株)	2,513,800	2,513,800	2,513,800	2,513,800	2,821,100
純資産額 (千円)	1,041,292	658,216	759,780	42,698	28,410
総資産額 (千円)	2,539,640	2,209,864	2,477,282	2,183,122	1,798,864
1株当たり純資産額 (円)	422.66	267.18	308.42	17.33	10.25
1株当たり配当額 (円)	20	10	25	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	35.47	135.44	51.31	266.07	105.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	41.0	29.8	30.7	2.0	1.4
自己資本利益率 (%)	9.6	-	17.8	-	-
株価収益率 (倍)	39.08	-	27.01	-	-
配当性向 (%)	56.4	-	48.7	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	363,081	173,935	575,257	646,283	66,913
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	597,062	198,346	234,649	166,453	193,419
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	253,752	81,137	65,890	680,205	61,638
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	249,520	143,971	418,689	286,156	98,012
従業員数 (人)	108 (18)	124 (36)	121 (32)	113 (31)	107 (14)
株主総利回り (%)	187.0	149.8	158.7	88.4	81.2
(比較指標: JASDAQ INDEX グロース)	(113.3)	(115.1)	(91.5)	(78.1)	(75.5)
最高株価 (円)	1,945	2,600	2,360	1,760	1,375
最低株価 (円)	750	1,098	1,084	302	581

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第24期、第25期、第26期及び第27期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有している関係会社が、利益基準及び利益剰余金基準から見て重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載しておりません。第28期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第24期の1株当たり配当額には、創業30周年の記念配当10円を含んでおります。
5. 第24期、第25期、第26期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第25期、第27期及び第28期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 従業員数は、就業人員数を表示しております。臨時雇用者数(パートタイマー、嘱託社員及び人材会社からの派遣社員)は、平均人員を( )内に外数で記載しております。
8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

## 2【沿革】

年月	事項
1993年12月	株式会社アルファクス・フード・システムを山口県宇部市に設立
1994年2月	株式会社アルファクスから営業の一部を譲受（国内初の無担保融資MBOで独立）（注）
1994年11月	福岡市博多区に福岡営業所開設
1996年4月	インターネット利用のASP業務サービスのためソリューションサービス支援本部を開設
1996年4月	東京都中央区新富に東京営業所開設
1996年8月	ASP業務サービス拠点として山口県宇部市に集配信技術センター（データセンター）開設
1998年3月	東京都中央区日本橋に営業及びシステムソリューションサービス拠点として営業所移転拡大
2004年12月	外食企業向けリアルタイム予約システム「R2」のサイトを開設（特許取得）
2006年9月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現 東京証券取引所JASDAQ（グロース））に株式を上場
2007年2月	リアルタイム予約システムのR2事業を事業譲渡
2010年2月	RAID型SSD搭載オリジナルPCPOS「FOOD 5000」リリース
2012年7月	本社事務所機能の一部を山口県山陽小野田市に移転
2016年2月	「飲食店経営管理システム(R)」Win版 リリース（ASP業務サービスとのハイブリッド版）
2016年7月	LINE Pay株式会社と業務提携
2016年12月	株式会社光通信と合併により株式会社AFSマーケティング設立
2017年8月	シェン・ヒーロー株式会社と業務提携
2017年9月	株式会社ユニティ マーケティング ソリューションよりCRM事業譲受
2017年9月	国内初となるオフグリッド型本社/データセンター竣工（ビル名：AUTOMATIC ORDERING CENTER）と同時にZEB（ゼロエネルギービル）5つ星を取得
2017年9月	ナチュラルグリーンパークホテル（ナチュラルグリーンリゾート株式会社）の不動産取得及び事業譲受
2017年12月	グローリー株式会社とセルフレジによる業務提携
2018年3月	ナチュラルグリーンパークホテル内に実証実験店「マスターズカフェ」オープン
2018年6月	一般社団法人「外食産業 自動発注業務改革機構」の設立
2018年11月	エネルギーコスト削減事業への進出に伴う、日栄インテック株式会社との業務提携
2019年2月	広島市中区に、広島営業所を開設
2019年7月	東京都中央区に、IT武装実証実験店「マスターズカフェ日本橋兜町店」オープン
2019年11月	「セルフショット」と「自動発注システム」が国土交通省管轄の道の駅（マスターズカフェのつはる店）で採用
2019年12月	札幌市北区に、札幌営業所を開設
2020年3月	株式会社Mビジュアル共同開発、外食産業向け配膳AIロボット「サービスショット」のレンタルサービス開始
2020年6月	セルフオーダーシステム、セルフオーダー管理方法、およびプログラム「セルフショット」が特許取得。

（注）当社は不動産関連事業を手掛けていた株式会社アルファクスより外食関連のソフトウェア事業を譲り受けました。なお、当社と株式会社アルファクスとは資本及び役員並びに取引等の関係はございません。

### 3【事業の内容】

当社は、「食文化の発展に情報システムで貢献する」ことを社是に、外食企業に特化した基幹業務システムのASP（注1）/パッケージによる提供から、飲食店店舗にて利用するPOSシステム（注2）、オーダーエントリーシステム（注3）、テーブルオーダーリングシステム（注4）の自社企画商品の販売及び周辺サービスの提供までをワンストップで行っております。

外食業界では、各店舗単位で食材から料理を作るという製造業の側面を持っているにもかかわらず、その個別製造原価、ロス分析手法の管理体系が確立されておりませんでした。当社は外食企業に対し、食材原価ロス、人件費の無駄等といった経営コストのロスを徹底追求する「飲食店経営管理システム(R)」（注5）と、人件費の最適化や生産性を高めるための勤怠集計管理システム「Timely」を主力に、「食材費」・「人件費」の二大原価の透明化を掲げたロス削減システムの提供を行っております。

その中でも圧倒的な競争力のある「飲食店経営管理システム(R)」拡張機能の「自動発注システム」は、2017年1月13日に特許も取得し、当社経営戦略の中心となっております。

当社の事業はASPサービス事業、ホテル関連事業の2つのセグメントから構成されております。

ASPサービス事業は、ロス削減システムをパッケージ、インターネット経由で提供する「ASP/パッケージシステム事業」、POSシステムをはじめとしたハード機器の販売を行う「システム機器事業」、また、機器に係るサプライ品の販売やメンテナンス、他社製品のインテグレーション（注6）販売、前事業年度より参入した電気ボイラーによるエネルギーコスト削減事業、コロナ禍対策製品である、AI型配膳/除菌ロボット、ゲート式除菌装置（ウィルスゲート・ショット）からなる「周辺サービス事業」の3つの部門から構成されております。

ホテル関連事業は、当社製品/サービスの実証実験と、新規顧客に向けた当社システムのショールームとして、ホテル、カフェ、レストラン等の管理運営を行っております。

#### （注1）ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）

アプリケーションソフトの期間貸し。ASP利用者であるユーザーが、インターネットを利用してASPサービス提供企業が所有するサーバーにあるアプリケーションソフトウェアの機能を利用できるサービス。ユーザーはASPを利用することで、高価なクライアントサーバーを自社で開発する初期費用と時間が節約され、恒常的には、システムのバージョンアップ費用、システムの保守・メンテナンス費用、店舗における各種データ入力の作業負担、本社におけるデータの加工・分析の作業負担が大幅に軽減されません。

#### （注2）POSシステム（Point of Sales System「販売時点情報管理システム」）

店舗で商品を販売するごとに商品の販売情報を記録し、集計結果を在庫管理やマーケティング材料として用いるシステム。当社は、これまで多くの国内主要POSシステムの通信処理や、フォーマットを研究し基幹業務処理に応用してきた過程で従来POSの非効率性（外食アンマッチ）を改善し、コスト削減と実務向上を目指して、外食業界専用に自社で企画したPOSシステムの販売を行っております。

#### （注3）オーダーエントリーシステム（略称「OES」）

外食店舗において、来店客からの注文を入力し注文内容をリアルタイムに厨房へ伝えるとともに、会計時には注文情報をPOSへ伝送することで即時に飲食代金を精算できるようにするための店舗業務効率化システム。

#### （注4）テーブルオーダーリングシステム

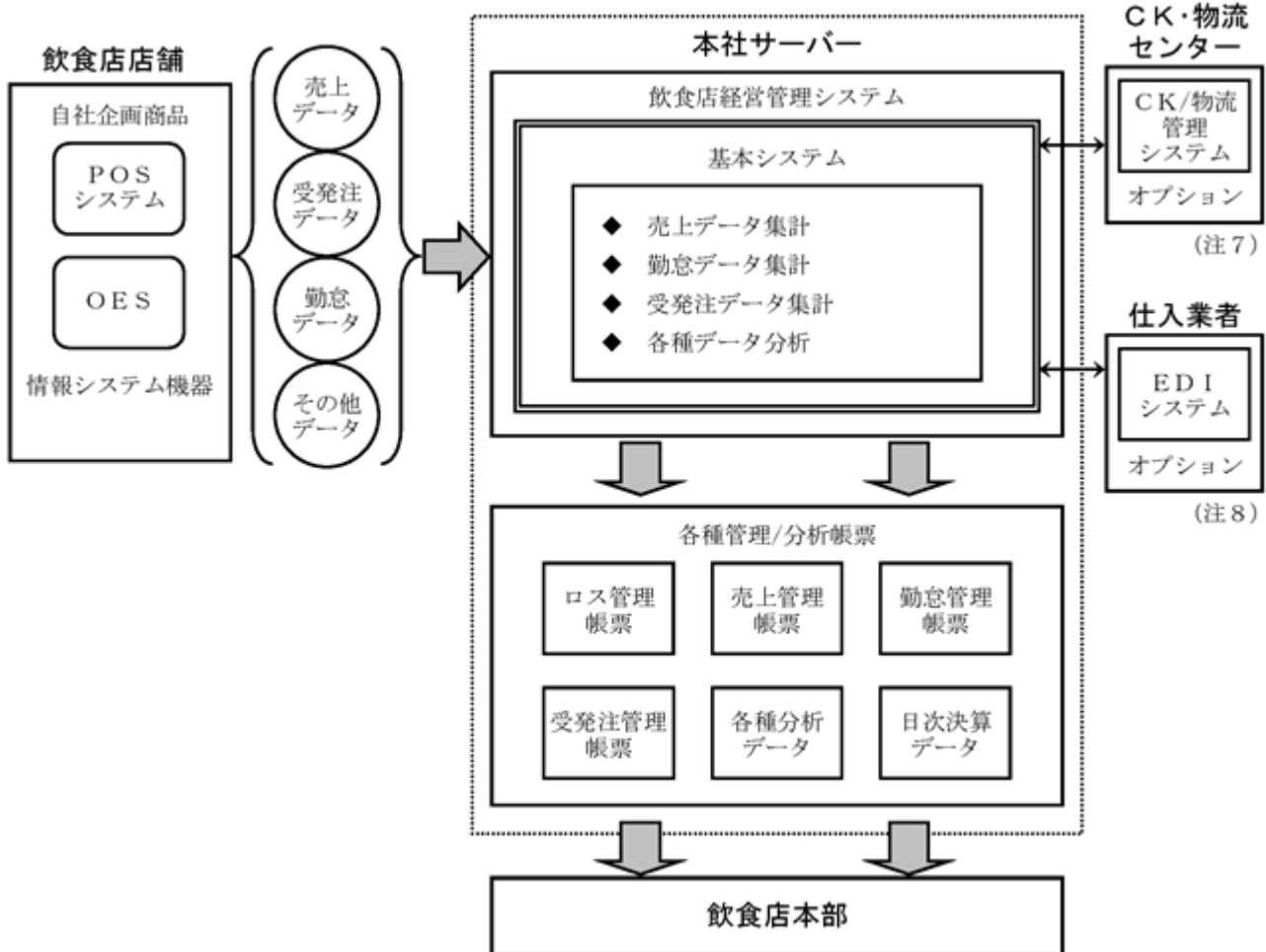
テーブルに端末を設置してお客様が自らオーダーできるシステム。

#### （注5）「飲食店経営管理システム(R)」

当社が構築した、売上管理・勤怠管理・在庫分析等、飲食店の経営コストの無駄を徹底排除し、「自動発注」を実現するなど、効率的な運営と飲食店経営者の的確な経営判断をサポートするシステム。当社は、1998年に当システムのソフトウェアの提供をパッケージソフトの販売からASPによる提供へと変更いたしました。2015年4月よりASPと並行してパッケージソフトの再販を開始しており、ASPとの融合を進めております。

#### （注6）インテグレーション

当社製品と他社製品を組み合わせて顧客の要望によって情報システムを構築したものを。



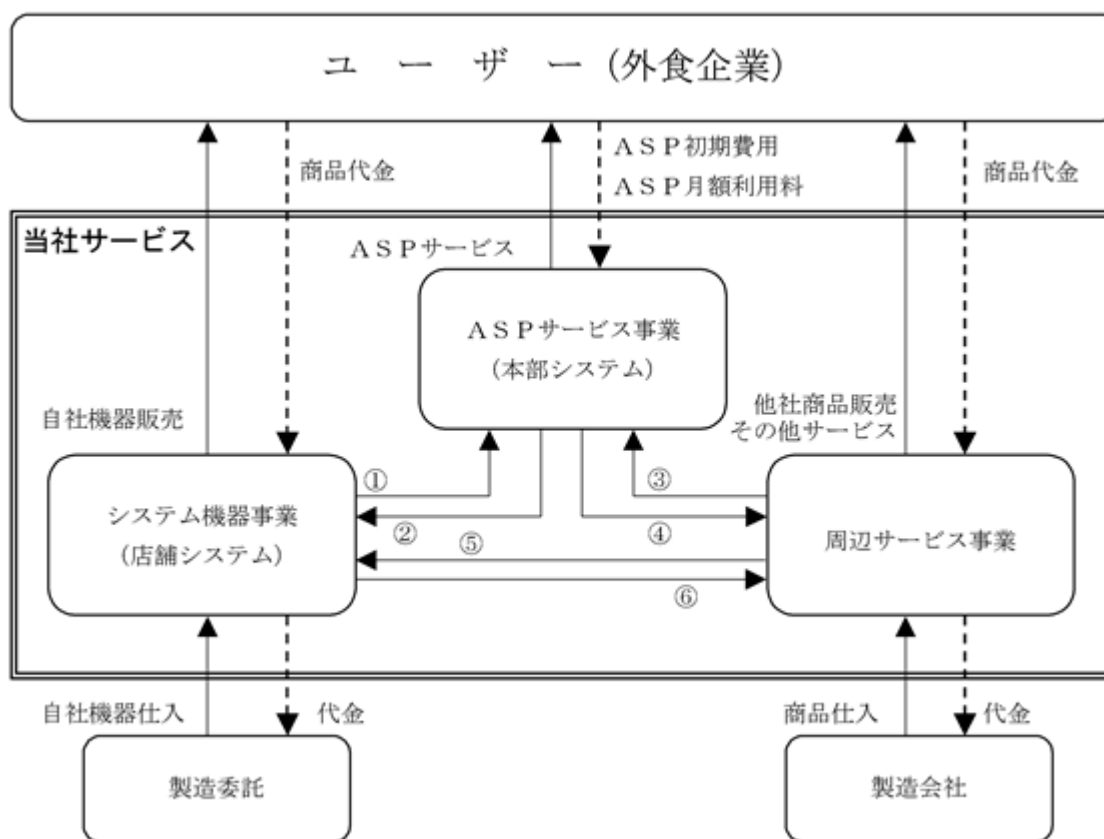
(注7) CK(セントラル キッチン)

食材の第1次加工を行う集中調理工場のこと。学校・病院などの集団給食用や、チェーン展開する外食企業が、コスト削減や味の均一化、食品衛生管理の徹底などを目的として建設する施設です。

(注8) EDI(Electronic Data Interchange「電子データ交換」)

企業間で、受発注や決済、見積など商品取引のための文書をコンピューターネットワークを通じてやり取りすること。あるいはこうした受発注情報を使って企業間の取引を行うことをいいます。

[ 当社事業系統図 ]



システム機器に蓄積されたデータを有効活用するためのASPサービスを導入  
 ASPサービスを効率的に活用・運用するためのシステム機器導入  
 他社製システム機器に蓄積されたデータを有効活用するためのASPサービスを導入  
 ASPサービスを効率的に運用・活用するための他社製オンライン端末を導入  
 システム機器を有効活用するためのオプション機器導入  
 システム機器のサプライ用品の販売

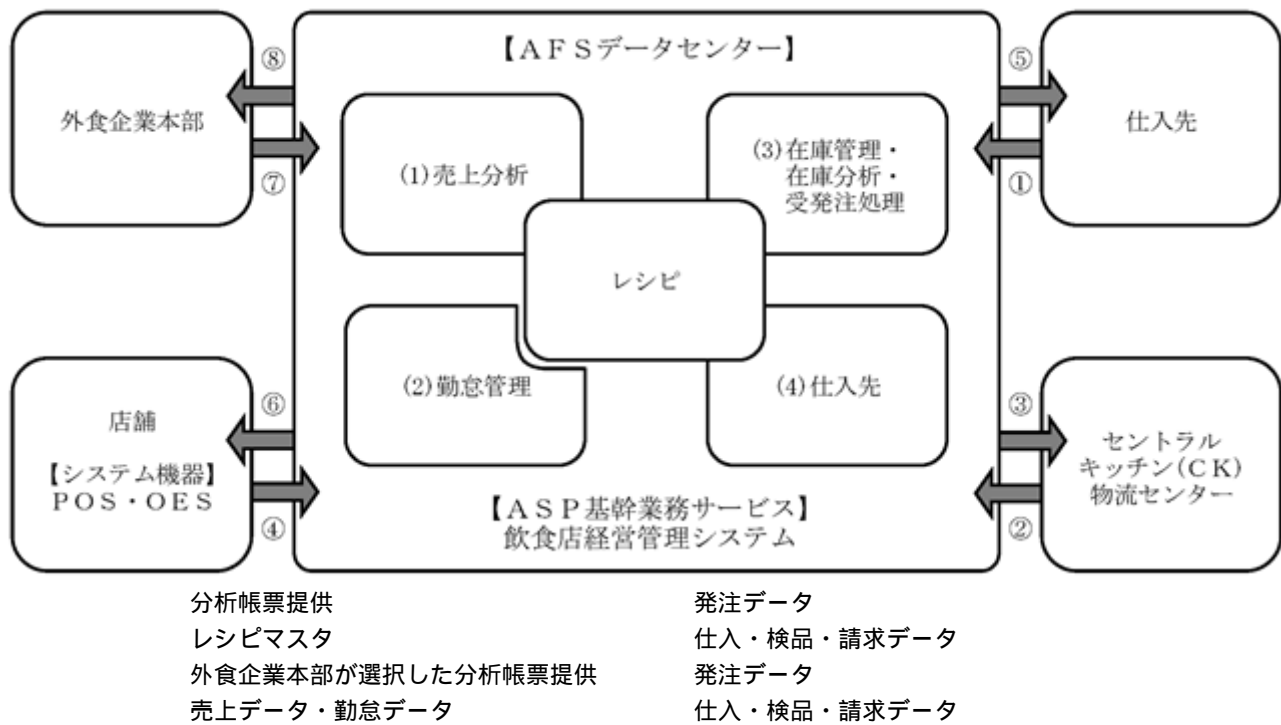
## 1. ASPサービス事業

### ASP/パッケージシステム事業

当社のASP/パッケージシステム事業では、顧客の外食企業に対して業種業態を問わず、(1)売上分析システム、(2)勤怠管理システム、(3)在庫管理、在庫分析、受発注処理、(4)セントラルキッチン等の基幹業務システムをASP及びパッケージで提供しております。顧客の外食企業本社やエリア本部は、インターネット端末で上記(1)～(4)のシステムを利用し、各店舗から送信された諸データを当社独自の帳票に加工・分析されたデータとして閲覧し経営判断に用いることができます。

特に当社のサービスの特長である「料理レシピデータによる在庫管理分析」(各料理のレシピを事前に登録してメニュー売上に連動させて分解することで、食材の理論在庫が把握でき、店舗ごとに理論在庫と実在庫の差異を分析する仕組み)は、調理段階のロスや、食材の過剰発注(過剰在庫)、在庫切れによるチャンスロスを未然に防ぎ、店舗単位で物理的な食材ロスを徹底的に排除・削減することができます。

当社のASPサービスを図にすると以下のようになります。



(注) AFSデータセンター

外食企業の店舗や本部等で発生する売上、勤怠、受発注等の各種データを集信します。そのデータを集計、分析し、Web上で帳票やデータにより提供します。

(注) レシピマスタ

レシピ情報のマスタデータ

#### システム機器事業

当社のシステム機器事業は、外食企業の本部情報分析精度を高めるために重要な情報収集端末である「POSシステム」及び「オーダーエントリーシステム」等の自社企画の専用型製品並びに当社ソフトウェアを組み込んだ汎用型端末製品の販売を行っております。

#### 周辺サービス事業

周辺サービス事業では、外食企業関連商品のワンストップサービスの一環として、システム機器に係るサプライ品の販売や、機器のメンテナンス、周辺機器等をインテグレーション販売しております。

## 2. ホテル関連事業

当社のホテル関連事業は、2017年9月に取得したナチュラルグリーンパークホテルを、自社製品/サービスの実証実験店を兼ね、管理運営しております。自社製品のすべてを同ホテル内に導入稼働し、運営を実践しております。



#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
107 (14)	40.2	9.8	3,891,151

セグメントの名称	従業員数(人)
A S Pサービス事業	103 (-)
ホテル関連事業	4 (14)
合計	107 (14)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、嘱託社員及び人材会社からの派遣社員)は、当事業年度の平均人員を( )内に、外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### 1. 経営方針について

当社は「食文化の発展に情報システムで貢献する」ことを社是に、以下の経営理念及び行動指針のもと、事業を推進しております。

##### (1) 経営理念

- 一、企業はなによりも人であり、自主性と起業家精神を重んじ、ひとりひとりの行動を重視します
- 二、製品・サービスのすべての基準は、お客様であり、お客様に密着する姿勢を日々の基本とします
- 三、提供するすべての製品・サービスの基本はローコストであり、我々自らが簡素な組織、小さな本社を実践し、“ひと”を通じての生産性向上に心がけます
- 四、“食”という基軸から離れず、価値観に基づく実践を忘れません
- 五、厳しさと緩やかさの両面を同時にもった、フラットで柔軟な組織づくりに心がけます

##### (2) 行動指針

1. 我が社の製品・サービスは、
  - 一、“お客様の身になって考えた”ものであり、高品質なものでなければならない。
  - 二、“お客様に驚きと感動を与えるもの”でなければならない。
2. 我が社の社員は、
  - 一、個人として尊重され、常に提案ができる環境、能力開発の機会、家族に対する責任を十分果たすことのできる環境でなければならない。
  - 二、常に自己研鑽し、高い倫理観で、すべてのステークホルダーを意識して、時に組織の枠を超えて、判断しなければならない。
3. 我が社は事業を通じて
  - 一、地球環境の改善、外食産業の発展、地域社会の発展に貢献しなければならない。
  - 二、企業と企業、人と人との“グッドコミュニケーション”で“共創未来”に努めなければならない。
4. 我が社は、すべてにバランスある企業として、
  - 一、適正な利益を確保し、お客様、社員、株主に配分しなければならない。
  - 二、我が社が集中する分野に於いて、圧倒的に強い地位を確立し、維持しなければならない。

また、当社株主、顧客及び従業員、取引先などステークホルダーの満足度向上や信頼構築を努めるとともに共存共栄できる共創未来を基軸に経営展開を計っております。

#### 2. 経営環境について

当社の主要販売先である外食業界におきましては、消費税増税による業績への影響がまだ残る中、第二波のコロナ禍の影響を年末の忘年会にかけて大きく打撃を受け、さらに年明け以降も断続的な緊急事態宣言発出により、大変厳しい状況が続いております。

こうした影響が、サービス先店舗の閉店や貸倒リスクの増大に繋がっており、すでに新規の「飲食店経営管理システム(R)」拡張機能「自動発注システム」においても見受けられます。今後は引き続き外食市場を当社の主力業界としながらも、コロナ禍を前提としても需要が見込め、更に他業界においても水平展開ができる製品/サービスの更なる追加/推進を図らなければならないと考えております。

#### 3. 目標とする経営指標

当社は今後も、外食業界を主力とし、食品ロス対策の一助となる「飲食店経営管理システム(R)」拡張機能の「自動発注システム」を中心とした事業拡大を通じて、地球環境の改善と外食業界への利益貢献により企業価値を向上させていくことを経営の目標としておりますが、これに加えてニューノーマル時代に対応した製品/サービスができるだけ速やかに投入し、経営指標としての利益の確保に加え、資本効率の観点からROE(自己資本利益率)20%以上を目標とする企業価値の増大に努めてまいります。また、配当性向について、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案のうえ、早期に30%を基本方針とした、かつ安定配当の継続に努めてまいります。

#### 4. 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### (1) 「自動発注システム」の開発体制について

当社のPOSシステムとオーダーエントリーシステムに加え、他社製品とも積極的な連動を行い「飲食店経営管理システム(R)」、ASP/クラウド型の統合業務パッケージ「FOOD GENESIS」との融合を高め、すべての業態のニーズに合致し、人手不足の解消や食品ロス対策として、安定的かつ効率的な「自動発注システム」の構築を図るため、人員増員も含め開発体制を強化してまいります。

##### (2) AIロボット、セルフレジ、テイクアウト専用機器の開発および販売体制について

当社の顧客である外食関連企業は、コロナによる対策製品として配膳ロボット、除菌ロボット、除菌ゲート、セルフレジおよび、持ち帰り需要によるテイクアウト専用機器のニーズが高まってきております。この需要に対して、当社は開発体制を強化し、販売代理店を含めた販売体制を強化してまいります。

##### (3) サポート体制について

当社システムを安定的かつ長期的に提供できるかどうか成約の重要なファクターとなっております。これまで、サポート人員の教育を推進してまいりましたが、今後見込まれる「自動発注システム」の受注増加等に対して、人材の確保、社内及び社外研修制度等を充実させてまいります。

##### (4) 販売提携及び代理店契約について

これまで、大手外食企業を中心とした販売活動を直接販売体制のみで行ってまいりました。今後は直接販売体制に加え、業態規模にとらわれず、外食・中食・給食、ホテルなどの顧客を有する企業等との連携強化、販売提携及び代理店契約を行い、各々の特長を活かしたサービス提供力を高め、販売網の拡大及び収益構造の多様化並びに安定性確保を図ってまいります。

##### (5) 情報セキュリティの継続的な強化について

ASPサービスの運営を行うにあたって、情報セキュリティ及びサービス提供にかかわるシステムを安全・安定に稼働させることが重要な課題であると認識しております。2010年9月より当社データセンターは、ISO27001を取得し更新しております。また、2017年に完成した新データセンターでも厳格な情報管理を徹底しております。今後につきましても、更なるレベルアップを目指し、継続して強化を図ってまいります。

##### (6) ガバナンス体制及び内部統制の整備・運用について

適切な会計処理を実施するための体制整備、経理部門の強化のほか、監査等委員会設置会社への移行、社外取締役の機能の強化、会計監査人との連携の強化及び取締役会決議事項の拡充を通じた取締役・取締役会による代表取締役社長の職務執行に対する監視・監督機能の強化、社内規程等の再整備による恣意的な事務処理を防止するための体制整備、監査等委員会監査の着実な実施、内部監査体制の整備と着実な実施、役職員間における情報連携・情報共有の円滑化、新規事業の検討から開始までの手続に係る業務プロセスの確立、内部通報制度の改善を実施しております。

ガバナンス体制と内部統制をより一層強化すべく、実効性のある内部統制の整備を実施するとともに、法令遵守を徹底するための社員教育とコンプライアンス体制の整備・運用を進め、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査等委員や監査法人との連携を図ってまいります。また、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保し、効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の整備と運用に取り組んでまいります。

## 2【事業等のリスク】

以下には、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また当社ではコントロールできない外部要因や必ずしも重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針ですが、当社の経営状況及び将来の事業についての判断、本株式の投資判断については、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで投資家及び株主ご自身が行っていただくようお願いいたします。

### 1．当事業に関するリスクについて

#### (1) A S Pサービス事業における配信機能の停止について

当社は、自社所有のデータセンターを活用した外食企業向けのA S Pサービスが主な事業となっております。その性格上、社内外における様々なネットワーク・システム及びコンピュータ・システムに依存しております。データセンターにおいては、セキュリティを重視したシステム構成、ネットワークの負荷を分散する装置及び24時間365日体制での監視等に取り組んでおり安全性を重視することはもちろんのこと、災害に強いといわれる外部電力に依存しない当社独自仕様のオフグリッド型のデータセンターを提供しております。当社データセンターは、アクセスの急激な増加等から負荷が一時的に増大することによるサーバーの動作不能、火災・震災・台風等による自然災害のための予期せぬ停電が長引くこと等から発生するシステム及びサーバーの障害が生じた場合、当社のサービスを停止せざるを得ない状況が起こる可能性があります。この場合、当社のシステム管理体制への不信を招き当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### (2) 人為的顧客データの流出について

当社では勤怠管理サービスを提供するため顧客企業の従業員に関する個人情報を保有しております。一方、2005年4月1日に施行された「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）にともない、当社では情報を取り扱う役職員を限定し、当社データセンターの監視者には入退室時の指紋認証、サーバーアクセス時のパスワード管理等を行い、ソフト、ハード面から個人情報の保護体制を構築しております。しかし、書類の盗難及びネットワークへの不正侵入等による個人情報漏洩の可能性は否定できず、万が一このような事態が発生した場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### (3) システム機器の品質について

当社は、自社商品であるPOSシステム及びオーダーエントリーシステムの販売において、顧客企業への導入前の動作確認等の品質管理に重点を置いております。しかし、世界的な通信障害、急激なアクセス増加によるアクセス障害、自然災害等、予期せぬ不具合等が発生した場合は、顧客からの損害賠償訴訟等の発生は否定できず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### (4) 顧客のシステム投資計画について

当社の主たる顧客は外食企業であり、外食業界を取り巻く経営環境や季節要因等によるシステム投資計画によって当社のシステム導入スケジュールが左右される傾向にあります。その結果、システム投資の先延ばしにより売上高に影響を及ぼし、固定費（人件費、家賃、リース料等）が先行することによって利益に影響を与える可能性があります。

### 2．当社組織に関するリスクについて

#### 人材の獲得・育成について

当社が今後成長していくためには、外食業界に精通したシステム営業、ITに精通した人材、データセンターの企画・運営及び組織拡大に対応できる管理担当など、様々な分野での優秀な人材の獲得及び育成が重要になってまいります。当社では優秀な人材の獲得及び育成に努めておりますが、適切な人材の配置が円滑に行えない場合は業績に影響を与える可能性があります。

### 3. その他リスクについて

#### (1) 顧客対象が外食業界に特化していることについて

当社のASPサービス及び商品は外食業界に特化したものであり、売上高に占める割合も外食業界に集中しております。外食業界は、BSE、鳥インフルエンザ等による食材調達の問題及び食中毒等による衛生上の問題等、食の安全にかかる不測の事態、さらには新型コロナウイルス拡大により、業績に多大な影響を受けることがあります。外食業界の業績が低迷する事態においては、情報システム投資等も抑制される傾向にあり、そのような事態が発生した場合は当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### (2) 知的財産について

当社は、自社企画した製品の名称及びサービスの名称の一部について商標登録を行っており、独自に企画した顧客の注文をとる際に使う携帯型のオーダー端末「オーダーショット」に関しては2007年10月に、また「飲食店経営管理システム(R)」拡張機能の「自動発注システム」については、2017年1月に、それぞれ特許を取得しております。

当社は、第三者の知的財産権を侵害しないよう努めており、現時点において侵害していないと認識しておりますが、将来において第三者の知的財産権への侵害が生じてしまう可能性は排除できません。

当社が、自社企画商品及びサービスを提供する上で、第三者の知的財産権を侵害していることが発覚した場合、当社への損害賠償請求、信用の低下及びブランド力の劣化等により、当社の事業運営及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による当社の主要顧客である外食業界を取り巻く経営環境の変化と業績悪化により、当社のASPサービスの月額利用料の値引き要請の受け入れによる減収や、新規システムの導入見送りを継続することを決意し実施いたしました。そのため、当事業年度末時点においては、手元資金が減少しております。今後、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響が長期化することが懸念されており、当該リスクが顕在化した場合には、当社の経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象について

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による当社の主要顧客である外食産業が甚大な影響を受けたことに伴い、当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約における財務制限条項に抵触しております。

これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、抵触している財務制限条項は以下の通りです。

##### (シンジケートローン契約)

各年度の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額を2016年9月期の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に維持すること

各年度の決算期の損益計算書における経常損益が2期連続して損失とならないようにすること

取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約における財務制限条項に抵触したことにより、各取引金融機関と調整を行った結果、同契約条件での借入を継続しております。

当社としては、このような状況を解消すべく引き続き取引金融機関と協議を行っており、財務制限条項に係る期限の利益喪失につき権利行使をしないことについて、当該取引金融機関の合意が得られております。

また、2021年3月19日付で発行した新株予約権の今後の行使に伴う新株式発行による資金の調達も想定されません。

さらに、当該事象又は状況を解消するための対応策として、当社は引き続き以下のような収支改善施策に取り組んでおります。

高粗利の「飲食店経営管理システム(R)」「自動発注システム」や、コロナ禍においても需要のある、コロナ対策製品(AI配膳ロボット、AI除菌ロボット、ウィルスゲート・ショット、セルフショット)への経営資源の集中

2018年9月期の62店舗の「自動発注システム」導入先の獲得から、市場ニーズの増大により、2019年9月期第4四半期のみで302店舗、2019年9月期通期では458店舗の「自動発注システム」の導入を獲得しており、今後も一定程度需要が拡大するものの、緊急事態宣言や、営業時間の短縮要請などにより、導入遅延なども発生していることから、これに加えて、コロナ禍においても確実に需要のある、コロナ対策製品(AI配膳ロボット、AI除菌ロボット、ウィルスゲート・ショット、セルフショット)の比重を市場の需要変化に合わせて上下し、より、安定した事業の拡大と、収支の改善が見込まれるものと考えております。

#### 代理店販売の拡充

当社の創業時はソフトウェア販売のみに集中し、販売チャネルはほぼ全てを代理店経由として、自社としての販売諸経費を極限まで圧縮していたため、営業利益率67.7%の水準でありました。2020年9月期及び2021年9月期においては新型コロナウイルス感染拡大による影響により営業赤字となりましたが、新型コロナウイルスの影響のなかった2019年9月期においても、営業利益率が15.1%と創業当初と比較しても大きく減少しております。当社としてはこうした利益率の改善を課題として考えております。当社ハードウェア専用機とソフトウェアをセット販売することで、これまで「飲食店経営管理システム(R)」を販売していた大手ハードウェアベンダーが競合相手となったため、すべてを直販に切り替えざるを得なくなり、直販体制に移行しました。しかしながら、ハードウェアについては製造委託先の人件費や部品代の高騰、さらに為替の影響等により仕入コストは上昇傾向にあるため、さらなる仕入コストの増加が予測されているため、当社ハードウェア専用機型から安価な汎用機型にシフトし、ソフトウェア開発販売を主軸とする事業展開を推進しております。今後は、ハードウェアの競合から外れた上で、現在の直販体制を、過去の代理店ルートを再開拓し、代理店販売体制に移行することにより、収益力の向上を図ってまいります。

このようにソフトウェア販売への注力を進めつつも、特に近年はコロナ禍の需要としてセルフレジや新たに開発および販売を行っている配膳ロボット、除菌系のシステム機器の販売については、事業領域を広げつつ代理店販売体制への移行がし易い分野であり、販売諸経費圧縮を実施し、創業時に近づけるべく営業利益率の向上を目指します。

また、上記の収支改善施策に加え、第三者割当増資等も含めた資本政策により財務基盤安定に取り組んでまいります。

以上より、主要取引銀行の支援体制も十分確保できており、借入に関しては問題なく借入れができていること、さらに第三者割当による新株式発行及び新株予約権の行使に伴う新株式発行が順調に進んでいることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### (5) 配当政策について

当社は、安定的かつ継続的な配当による利益還元によって株主に対する責任を果たすことを経営の重要課題として考えております。外食業界に特化したシステムソリューション開発に努め、積極的な設備及び開発投資と、さらなる業績の向上により内部留保を充実させ、配当の継続的实施に努めていく方針であります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の概要は次のとおりであります。

##### 経営成績の状況

当事業年度（2020年10月1日～2021年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、国内外の感染拡大防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中、回復の動きが期待されております。しかし、今後の感染拡大状況の変化による世界的な景気の下振れリスクには十分注意が必要であり、先行きが不透明な状況は今なお続いております。

当社の主要販売先である外食市場におきましては、第二波コロナ禍の影響を年末の忘年会にかけて大きく打撃を受け、さらに年明け以降も断続的な緊急事態宣言発出により、当社の顧客先である外食企業は、大変厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社は、創業時より一貫し、外食企業を中心とした顧客に対し、利益追求のための食料ロス削減を実現する「飲食店経営管理システム（R）」、人件費の最適化や生産性を高めるための勤怠集計管理システム「Timely」を主力に「食材費」・「人件費」の二大原価の透明化を掲げたシステムをASP/パッケージシステムで提供するとともに、業界に特化したPOSシステム、オーダーリングシステム、周辺サービス等を通してトータルソリューションシステムを提供しております。

その結果、売上高は1,573,005千円（前事業年度比21.8%増）と増収となりました。利益面に関しましては、営業損失178,389千円（前事業年度は営業損失508,257千円）、経常損失264,643千円（前事業年度は経常損失532,603千円）、当期純損失272,820千円（前事業年度は当期純損失655,473千円）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
ASPサービス事業	1,238,463	57.9	1,528,046	123.4
ASP/パッケージシステム事業	851,423	54.6	763,327	89.7
システム機器事業	325,189	72.2	658,308	202.4
周辺サービス事業	61,851	48.8	106,410	172.0
ホテル関連事業	52,742	65.0	44,958	85.2
合計	1,291,206	58.2	1,573,005	121.8

#### (ASPサービス事業)

当社は、顧客である飲食店舗に対し、ASPサービス事業を核としてASP/パッケージシステム事業、システム機器事業、周辺サービス事業を一体として提供しております。当事業におきましては、前期受注済みの「自動発注システム」関連製品の納品が予定通り上期にあり、売上高は1,528,046千円（前事業年度比23.4%増）となり、セグメント損失は153,092千円（前事業年度はセグメント損失477,569千円）となりました。

##### ASP/パッケージシステム事業

当事業におきましては、前期受注済みの「自動発注システム」の納品が上期に完了し、新規の月額サービスが開始した事などにより増収があったものの、前期に引き続きコロナ禍による既存顧客の月額サービスの値引きが当期も多額に発生したことにより、売上高は763,327千円（前事業年度比10.3%減）となりました。

なお、月額サービス料は12ヶ月累計で734,556千円（前事業年度比12.5%減）となりました。

##### システム機器事業

当事業におきましては、従来からのPOSシステム、オーダーエントリーシステム及びテーブルオーダーリングシステムや新規事業のサービスショット（配膳ロボット、除菌ロボット）やウィルスゲートショットが、コロナ禍においても上期に順調に納品できたことで、売上高は658,308千円（前事業年度比102.4%増）となりました。

##### 周辺サービス事業

当事業におきましては、今期より本格的に投入した新規事業（配膳ロボット、除菌ロボット）、ウィルスゲート等の販売が開始されたことで、そのサプライ商品等が増加したことにより、売上高は106,410千円（前事業年度比72.0%増）となりました。

( ホテル関連事業 )

当社は、ASP/パッケージシステム事業、システム機器事業、周辺サービス事業のトータルシステムを実施運用するためにナチュラルグリーンパークホテルの管理運営及びレストラン・カフェの運営を行っております。ナチュラルグリーンパークホテルにおいて、自社製品/サービスの実証実験店を兼ね、管理運営しており、自社製品のすべてを同ホテル内に導入稼働し、運営を実践しており、ASPサービス事業の受注に貢献しております。当事業におきましては、売上高は44,958千円(前事業年度比14.8%減)となり、セグメント損失は25,296千円(前事業年度はセグメント損失30,687千円)となりました。

財政状態の状況

当事業年度末における資産合計は1,798,864千円となり、前事業年度末に比べ384,257千円減少いたしました。

当事業年度末における負債合計は1,770,453千円となり、前事業年度末に比べ369,970千円減少いたしました。

当事業年度末における純資産合計は28,410千円となり、前事業年度末に比べ14,287千円減少いたしました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動によるキャッシュ・フローにより得られた資金や、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローにより使用した資金により、前事業年度末に比べ188,144千円減少し、当事業年度末には98,012千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

( 営業活動によるキャッシュ・フロー )

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、66,913千円(前事業年度は使用した資金646,283千円)となりました。これは主に、税引前当期純損失264,736千円の計上などの資金の減少の一方で、法人税等の還付額109,623千円などによる資金の増加によるものであります。

( 投資活動によるキャッシュ・フロー )

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、193,419千円(前事業年度は使用した資金166,453千円)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出178,649千円及び有形固定資産の取得による支出30,199千円による資金の減少であります。

( 財務活動によるキャッシュ・フロー )

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、61,638千円(前事業年度は獲得した資金680,205千円)となりました。これは短期借入れによる収入1,503,819千円、株式の発行による収入225,122千円などによる資金の増加の一方で、短期借入金の返済による支出1,669,542千円及び長期借入金の返済による支出157,037千円などによる資金の減少によるものであります。



## 生産、受注及び販売の実績

## a. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
A S Pサービス事業	1,528,046	123.4
A S P / パッケージシステム事業	763,327	89.7
システム機器事業	658,308	202.4
周辺サービス事業	106,410	172.0
ホテル関連事業	44,958	85.2
合計	1,573,005	121.8

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社あきんどスシロー	137,632	10.7	-	-
株式会社タカハシ	-	-	195,259	12.4

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前事業年度の株式会社タカハシ及び当事業年度の株式会社あきんどスシローにつきましては、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

## b. 売上原価実績

当事業年度の売上原価実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
A S Pサービス事業	990,955	93.6
A S P / パッケージシステム事業	354,390	66.4
システム機器事業	584,574	128.3
周辺サービス事業	51,990	75.5
ホテル関連事業	6,202	53.4
合計	997,158	93.2

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2021年12月27日）現在において判断したものであります。

## 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載のとおりであります。

## 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

## a. 経営成績の分析

## (売上高)

売上高に関しては、1,573,005千円（前事業年度比21.8%増）と、前事業年度に比べ増加いたしました。これは、上期までは前期受注残の納品が順調に進んだことによるものですが、下期も政府による緊急事態宣言による営業時間、酒類販売の制限などが延長され、前期以上に顧客先である外食企業が甚大な状況となり、当社の当初計画には及びませんでした。

## (売上総利益・営業利益)

特に下期に亘り、政府による緊急事態宣言による営業時間、酒類販売の制限などが延長されたことで、今期に計画されていた粗利の高い、システムの入替や新規受注の延期が相次ぎ、前期に引き続いて、人件費の削減、外注委託費のカット及びその他経費の見直しなどを継続したものの、売上総利益575,846千円（前事業年度比160.6%増）、営業損失178,389千円（前事業年度は営業損失508,257千円）となりました。

## (当期純利益)

当期純利益に関しては、前述の影響などにより、営業損失178,389千円を計上したことなどにより、当期純損失272,820千円（前事業年度は655,473千円の当期純損失）となりました。

## b. 財政状態の分析

当事業年度における資産につきましては、流動資産が前事業年度末と比較して370,791千円減少し、684,473千円となりました。これは主に、商品27,607千円、前渡金23,650千円の増加などの一方で、現金及び預金194,644千円、未収還付法人税等109,614千円の減少などによるものです。固定資産は前事業年度末と比較して12,273千円減少し、1,109,881千円となりました。これは主に、ソフトウェア142,148千円の増加などの一方で、工具、器具及び備品21,241千円、ソフトウェア仮勘定96,723千円の減少などによるものであります。

負債につきましては、流動負債が前事業年度末と比較して211,975千円減少し、882,805千円となりました。これは主に、未払消費税等25,532千円の増加などの一方で、短期借入金165,723千円、未払金37,247千円、前受金65,053千円の減少などによるものです。固定負債は、前事業年度末と比較して157,994千円減少し、887,648千円となりました。これは主に長期借入金75,953千円、社債51,500千円の減少などによるものであります。

純資産につきましては、前事業年度末と比較して14,287千円減少し、28,410千円となりました。これは、新株式の発行に伴う資本金127,599千円、資本準備金127,599千円の増加の一方で、当期純損失272,820千円の計上に伴う利益剰余金272,820千円の減少などによるものであります。

## c. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

## d. 資本の財源及び資金の流動性

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の事業運営上必要な運転資金、設備資金については、自己資金または、状況に応じた金融機関からの借入等により資金調達を行い、対応することとしております。当事業年度末においては、取引銀行1行と86,720千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、機動的かつ安定的な投資資金の調達の実現を図っております。

なお、現時点において、特記すべき重要な資本的支出の予定はありません。

## (参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
自己資本比率(%)	30.7	2.0	1.4
時価ベースの自己資本比率(%)	137.8	84.4	105.0
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	179.1	288.7	2,352.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	53.7	54.3	3.8

(注)自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い金

株式時価総額は期末株価終値 × 自己株式を除く期末発行済株式数により算出しております。

キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しています。

有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。

e. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するため客観的な指標等

当社は、資本効率の観点から自己資本利益率（ROE）向上による企業価値の増大を意識した経営を心がけており、収益力の強化と、企業価値の向上を目指しております。ROEの目標数値は20%以上でありましたが、当事業年度も、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより当期純損失を計上し、ROEはマイナスとなりました。外部環境の影響等により当事業年度も目標数値には届かなかったものの、中長期的には引き続き、粗利の高いソフトウェア販売に比重を置いた戦略推し進めてまいります。

当事業年度の配当に関しましては、当期純損失の計上等により、1株当たり配当額を無配といたしました。また、配当性向について、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案のうえ、30%を基本方針とした方針に変更はなく、かつ安定配当の継続に努めてまいります。

## 4【経営上の重要な契約等】

## オーダーショット製造委託に関する契約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社中日諏訪オプト電子ファインフィットデザインカンパニー	製造委託契約書	「FOOD シリーズ」と「オーダーショット」の製造委託及び購買についての基本契約	2009年1月5日から 2010年1月4日 (解約通知がない場合は1年間自動更新)

(注) 株式会社中日諏訪オプト電子ファインフィットデザインカンパニーは、2018年4月1日付でテクノホライゾン・ホールディングス株式会社(2020年10月1日付でテクノホライゾン株式会社に社名変更)の子会社である株式会社中日諏訪オプト電子に事業移管された会社であり、契約を承継しております。

## 技術協力及びサービスの販売協力を目的とした業務提携契約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
日栄インテック株式会社	業務提携契約	エネルギーコスト削減事業におけるボイラー工事などの技術協力と、サービスの販売協力	2018年11月26日から 2019年10月25日 (解約通知がない場合は1年間自動更新)

## サービスの販売協力及び技術協力を目的とした業務提携契約

相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社アクトプロ	業務提携基本契約書	双方の顧客に対して相互の商品サービスの紹介する等の販売協力及び技術協力についての基本契約	2021年3月26日から 2022年3月25日 (解約通知がない場合は1年間自動更新)

## 5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は171,346千円で、その主なものは、データセンター設備機器の購入21,386千円、「飲食店経営管理システム(R)」等の製品開発のためのソフトウェア投資42,817千円などであります。

なお、重要な設備の除却及び売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備の状況は、以下のとおりであります。

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (人)	
			建物	構築物	工具器 具備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
本社・データセンター (山口県山陽小野田市)	A S Pサービス事業	統括業務設備、 A S P事業及び システム機器事 業設備	325,094	12,264	57,528	42,033 (4,512.12)	17,990	315,030	761,153	66 (1)
データセンター (山口県宇部市)	A S Pサービス事業	A S P事業及び システム機器事 業設備	-	-	9,991	11,640 (357.02)	-	-	30,420	4 (-)
ナチュラルグリーン パークホテル (山口県山陽小野田市)	ホテル関連事業	ホテル関連事業 設備	-	-	273	77,164 (12,434.96)	-	-	77,437	3 (7)
S S S東京本部 (東京都中央区)	A S Pサービス事業	システム営業推 進事業設備	525	-	446	-	-	0	971	16 (-)
大阪営業所 (大阪市淀川区)	A S Pサービス事業	システム営業推 進事業設備	1,052	-	477	-	-	-	1,530	8 (-)
広島営業所 (広島市中区)	A S Pサービス事業	システム営業推 進事業設備	-	-	252	-	-	-	252	2 (-)
福岡システム営業部 (福岡市博多区)	A S Pサービス事業	システム営業推 進事業設備	-	-	552	-	2,508	-	3,061	6 (-)
札幌営業所 (札幌市北区)	A S Pサービス事業	システム営業推 進事業設備	-	-	-	-	-	-	-	1 (-)
マスターズカフェ日本 橋兜町店 (東京中央区)	ホテル関連事業	カフェ店舗設備	-	-	270	-	11,682	-	11,953	1 (7)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等であり、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 上記営業所等においては、一部他の者から建物の賃借を行っており、年間の賃借料は34,796千円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、嘱託社員及び人材会社からの派遣社員)は、当事業年度の平均人員を( )内に外数で記載しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、業界動向、経済状況及び投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

記載すべき重要な設備の新設はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,170,400
計	9,170,400

(注) 2021年12月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より2,113,600株増加し、11,284,000株となっております。

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年12月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,821,100	2,821,100	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
計	2,821,100	2,821,100	-	-

(注) 発行済株式のうち、281,539株は、現物出資(ホテル土地(11,251.99㎡)建物 合計394,999千円)によるものであります。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

## 第2回新株予約権(行使価額修正選択権付)

決議年月日	2021年3月3日
新株予約権の数(個)	3,150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 315,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1,288(注)4
新株予約権の行使期間	自 2021年3月22日 至 2023年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)8
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)10
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照)315,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の

上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正

当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

(4) 行使価額の下限

行使価額721円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。当社は、当社取締役会の決議(以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。)により下限行使価額を515円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。)に修正することができる。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(同日を含まない。)の翌日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで適用される。

(5) 割当株式数の上限

315,000株(2020年9月30日現在の当社発行済普通株式総数2,513,800株に対する割合は、12.53%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

162,225,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(7) 当社の請求による本新株予約権の取得

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式315,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が株式分割等を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第 号及び第 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第 号 e に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初1,288円(以下、「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。



## (3) 行使価額の修正

当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本項第 号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

行使価額は下限行使価額を下回らないものとする。本項第 号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。当社は、下限行使価額修正決議により下限行使価額を515円(但し、本欄第4項の規定に準じて調整を受ける。)に修正することができる。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(同日を含まない。)の翌日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで適用される。

## (4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、本項第 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本項第 号 b に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又は当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

- c. 本項第 号 b に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第 号 b に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社子会社の役員及び従業員並びに(当社に対する金融を提供することを目的とする場合を除き)業務受託者、コンサルタント又はアドバイザーを含む外部協力者を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第 号 b に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号 c による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- e. 本号 a 乃至 c の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 a 乃至 c にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日か

ら当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第号eの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第号bの場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。本項第号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
  - a. 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - b. その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第号eに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

408,088,800円

全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権行使期間（別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。

#### 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

##### (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

##### (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

##### (1) 新株予約権の行使請求の受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

##### (2) 新株予約権の行使請求の取次場所

該当事項はありません。

##### (3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 築地支店

8. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項(以下、「本新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が取得したいいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が取得したいいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (3) 当社は、新株予約権行使期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項はありません。

但し、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する買取契約において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。

11. 代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

12. 権利の行使に関する事項について所有者との間で締結した取決めの内容

当社は本新株予約権の割当先との間で、次の内容を含む本新株予約権の係る買取契約(以下「本買取契約」という。)を締結しております。

(1) 取得条項

本買取契約において、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。

(2) 不行使期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間(以下、「不行使期間」といいます。)を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知することにより、不行使期間を設定することができます。なお、当社が割当先に通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。但し、不行使期間は、上記(1)の取得条項に基づく本新株予約権の取得に係る通知がなされた後取得日までの期間は設定することはできず、かつ、かかる通知の時点で指定されていた不行使期間は、かかる通知がなされた時点で早期に終了します。なお、当社は、割当先に対して通知することにより、不行使期間を短縮することができます。当社が割当先に対して不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

(3) 譲渡制限

本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

(4) 株式購入保証

本買取契約において、当社は、行使期間中、( )当社が割当先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間(本新株予約権者による本新株予約権の行使が保証される期間をいいます。)を適用する日を指定すること、及び( )ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証

期間の開始日の間は、少なくとも5取引日以上の間隔を空けることを条件として、1回又は複数回、株式購入保証期間の適用を指定することができます。なお、株式購入保証期間とは、本新株予約権者による本新株予約権の行使が保証される期間をいい、当該期間において新株予約権者により購入（行使により取得）される株式は、本新株予約権の行使によって新たに発行される株式となります。株式購入保証期間において、割当先は、1回の株式購入保証期間で、当社に最低1億円（以下「行使保証金額」といいます。）を提供するため、その裁量で一回又は複数回に分けて本新株予約権の行使を行うこととされています。

(5) 買取請求

本買取契約において、割当先は、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、割当先の裁量で当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められております。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の20連続取引日間の出来高加重平均価格が2021年3月2日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の20%（206円）（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合

いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2021年3月2日（なお、同日を含みます。）に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第5項の規定により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）の20%（21,214株）を下回った場合

東京証券取引所における当社普通株式の取引が10連続取引日以上期間にわたって停止された場合  
当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、本新株予約権1個当たり本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買い取ります。

また、当社は、新株予約権行使期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とします。）に、本新株予約権1個当たり発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

(6) 制限超過行使

本買取契約において、当社と割当先は、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる。

## 第3回新株予約権

決議年月日	2021年3月3日
新株予約権の数(個)	971
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 97,100(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1,030(注)4
新株予約権の行使期間	自 2021年3月22日 至 2023年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

## (注)1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式97,100株とします(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が株式分割等を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。))には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第 号及び第 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第 号 e に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」といいます。))場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。))は、1,030円とします。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、本項第 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本項第 号 b に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

- c. 本項第 号 b に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第 号 b に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第 号 b に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して、当該調整前に本号 c による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- e. 本号 a 乃至 c の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 a 乃至 c にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除し

た数とする。また、本項第 号 b の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。  
行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

100,903,407円

全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、新株予約権の権利行使期間内（別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 新株予約権の行使請求の受付場所

株式会社アルファクス・フード・システム 経理部

(2) 新株予約権の行使請求の取次場所

該当事項はありません。

(3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 築地支店

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の 1 個未満の行使はできない。

(2) 第 3 回新株予約権は、当社の第 1 回及び第 2 回新株予約権の全部について行使を完了した日又は残存する第 1 回及び第 2 回新株予約権の全部を当社が取得した日のいずれか早く到来する日(同日を含む)までは行使できない。当該日が到来した場合、当社は直ちに本新株予約権者に通知する。

7. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

第 1 回及び第 2 回新株予約権の全部について行使を完了した日又は残存する第 1 回及び第 2 回新株予約権の全部を当社が取得した日のいずれか早く到来する日(同日を含む)から 1 年を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の15取引日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込金額(発行価額)と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項はありません。

但し、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。

9. 代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

10. 権利の行使に関する事項について所有者との間で締結した取決めの内容

当社は本新株予約権の割当先との間で、次の内容を含む本新株予約権の係る割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結しております。

(1) 譲渡制限

本割当契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

(2) 行使指示条項

本割当契約において、当社は、東京証券取引所において当社普通株式の連続する20取引日の終値の平均値が行使価額の130%を超過した場合、当社は、当該20取引日の平均出来高の20%を上限に、辛澤に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた辛澤は、第1回及び第2回新株予約権全ての行使完了又は残存する第1回及び第2回新株予約権全ての取得完了後に限り、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。なお、当社が当該行使指示の適用を決定次第、速やかに開示致します。

(3) 譲渡制限

本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

(4) 株式購入保証

本買取契約において、当社は、行使期間中、( )当社が割当先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間（本新株予約権者による本新株予約権の行使が保証される期間をいいます。）を適用する日を指定すること、及び( )ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は、少なくとも5取引日以上の間隔を空けることを条件として、1回又は複数回、株式購入保証期間の適用を指定することができます。なお、株式購入保証期間とは、本新株予約権者による本新株予約権の行使が保証される期間をいい、当該期間において新株予約権者により購入（行使により取得）される株式は、本新株予約権の行使によって新たに発行される株式となります。株式購入保証期間において、割当先は、1回の株式購入保証期間で、当社に最低1億円（以下「行使保証金額」といいます。）を提供するため、その裁量で一回又は複数回に分けて本新株予約権の行使を行うこととされています。

(5) 買取請求

本買取契約において、割当先は、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、割当先の裁量で当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められております。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の20連続取引日間の出来高加重平均価格が2021年3月2日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の20%（206円）（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合

いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2021年3月2日（なお、同日を含みます。）に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第5項の規定により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）の20%（21,214株）を下回った場合

東京証券取引所における当社普通株式の取引が10連続取引日以上期間にわたって停止された場合  
当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、本新株予約権1個当たり本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買い取ります。

また、当社は、新株予約権行使期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とします。）に、本新株予約権1個当たり発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

(6) 制限超過行使

本買取契約において、当社と割当先は、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる。



## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

## 第1回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2021年7月1日から 2021年9月30日まで)	第28期 (2020年10月1日から 2021年9月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	929	2,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	92,900	200,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	721.00	767.43
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	66,980	153,485
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	2,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	200,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	767.43
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	153,485

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年3月19日 (注)1	107,300	2,621,100	50,001	587,864	50,001	193,601
2021年3月1日～ 2021年9月30日 (注)2	200,000	2,821,100	77,597	665,461	77,597	271,198

(注)1. 有償第三者割当増資

割当先 辛 澤  
発行価格 932円  
資本組入額 466円

2. 新株予約権の行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	18	19	15	7	2,106	2,167	-
所有株式数 (単元)	-	2,029	1,213	155	679	38	24,083	28,197	1,400
所有株式数の 割合(%)	-	7.20	4.30	0.55	2.41	0.13	85.41	100.00	-

(注) 自己株式50,364株は、「個人その他」に503単元、「単元未満株式の状況」に64株を含めて記載しております。

## (6)【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
田村 隆盛	山口県宇部市	1,286,939	46.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12	196,800	7.10
辛 澤	大阪府大阪市北区	107,300	3.87
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	61,905	2.23
片桐 紀博	東京都品川区	35,600	1.28
CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K. (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	45/F CITIBANK TOWER, CITIBANK PLAZA, 3, GARDEN ROAD, CENTRAL, HONG KONG (常任代理人 住所) (東京都新宿区6-27-30)	34,300	1.24
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	25,400	0.92
木下 圭一郎	東京都千代田区	24,100	0.87
鎌田 英哉	東京都渋谷区	19,200	0.69
田村 隆次	山口県宇部市	16,400	0.59
計	-	1,807,944	65.25

(注) 1. 上記のほか、自己株式が50,364株あります。

2. 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している株式196,800株は、当社が2011年2月7日開催の取締役会において従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付する「株式給付信託(J-ESOP)」の導入を決議し、2011年5月18日付にて124,200株、2014年3月17日付にて76,100株を株式会社日本カストディ銀行(旧資産管理サービス信託銀行株式会社)(信託E口)が取得し、うち3,500株を退職者への給付のため処分したものであります。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 50,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,769,400	27,694	-
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	2,821,100	-	-
総株主の議決権	-	27,694	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式196,800株(議決権の数1,968個)を含めております。

## 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アルファクス・フード・システム	山口県宇部市西本町二丁目14番30号	50,300	-	50,300	1.78
計	-	50,300	-	50,300	1.78

(注)株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式196,800株は、上記自己株式に含めておりません。

## ( 8 ) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

## 1．従業員株式所有制度の概要

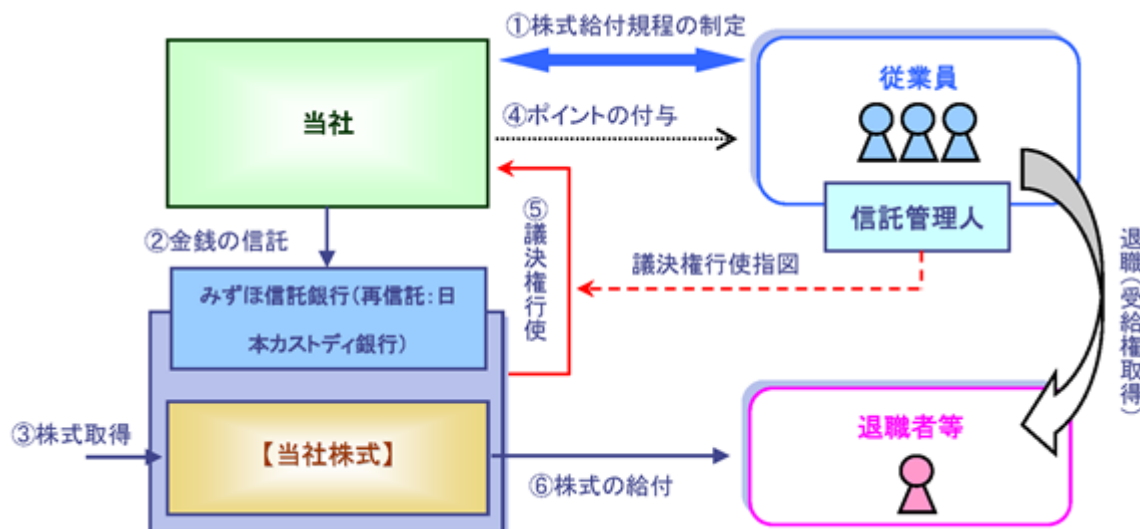
当社は、従業員の福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が株式の受給権を取得した場合に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

## &lt; 株式給付信託の概要 &gt;



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続や成果に応じて「ポイント」を付与します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、退職時等に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

## 2．従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数または総額

2011年5月17日付で、100,000千円拠出し、2011年5月18日付で株式会社日本カストディ銀行（旧資産管理サービス信託銀行株式会社）（信託E口）が124,200株、95,180千円取得しております。また、2014年3月14日付で追加で50,000千円拠出し、2014年3月17日付で76,100株、49,921千円取得し、うち3,500株を退職者への給付のため処分したものであります。

## 3．当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

勤続年数が3年以上を経過している従業員であります。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	64	64
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年12月1日から、この有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	50,364	-	50,364	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、安定的かつ継続的な配当による利益還元により、株主の皆様に対する責任を果たすことを経営の重要課題として認識しております。フードサービスに特化した一層のシステムソリューション開発と、積極的な設備投資等により業績を向上させ、内部留保を確保しつつも、株主への利益還元の継続の実施に努めていく方針であります。

株主に対する利益還元の機会を充実させるべく、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当に関しましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による当期純損失の計上等により、1株当たり配当額を無配とさせていただきます。

内部留保資金に関しましては設備投資、事業の拡大及び経営体質の強化に使用していく方針であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社是に掲げる「食文化の発展に情報システムで貢献」を目指し、経営理念と行動指針に基づき、当社クライアントである外食産業の最大利益を追求するための情報システム製品提供すること、及び企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを通じて、株主の皆様をはじめとした外食産業を中心とした取引先、社員、地域社会などステークホルダーズの期待に応え、企業価値を向上するように、全社員が一丸となって取り組んでおります。その実現のために、当社は経営の効率性と健全性・透明性を向上を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制の継続的な強化を行っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ．企業統治の体制の概要

##### (1) 取締役会

当社の取締役会は、本有価証券報告書提出日現在において8名（うち社外取締役4名）で構成されております。取締役会は原則として毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会は、当社の経営状況及び経営課題、その他全般的な業務執行方針に関する事項についての審議、決定、情報共有をするとともに、予算と実績の差異分析等、経営の重要事項についての報告、経営戦略の基本方針や重要事項の決定を行うことを目的としており、経営上の重要事項決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な決定に関する事項等を決議しております。なお、取締役会が認めた場合は、オブザーバーとして取締役以外のものが出席し意見を述べております。

##### (2) 監査等委員会

当社は、会社法に基づく監査等委員会設置会社制度を採用しており、本有価証券報告書提出日現在において監査等委員会は取締役4名（うち社外取締役4名）で構成されております。監査等委員会は、委員長を社外取締役の佐藤久典氏が務め、原則として毎月1回開催しており、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、取締役の職務の執行状況の監査のほか計算書類等の監査、監査報告の作成等の職務を担っており、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる機能強化を図ることを目的として、監査等委員会で決定した監査方針、監査計画等に従い、内部監査部門や会計監査人等と連携して監査を実施しております。

##### (3) 執行役員会

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行を分離するため、執行役員制度を採用しており、本有価証券報告書提出日現在において執行役員8名で構成されております。毎月1回執行役員会を開催し、必要に応じて臨時執行役員会を開催しております。執行役員会においては、各担当より業務の執行状況が代表取締役社長に報告され、必要に応じて積極的に取締役会に進言を行っております。

機関ごとの員数及び構成員は次のとおりとなっております。（ は議長を表します。）

役職名	氏名	取締役会（8名）	監査等委員会（4名）
代表取締役会長	田村 隆盛		-
代表取締役社長	藤井 由実子		-
常務取締役	井手 修一		-
常務取締役	出島 淳浩		-
取締役（監査等委員）	栃木 伸二郎		
取締役（監査等委員）	佐藤 久典		
取締役（監査等委員）	高山 行紀		
取締役（監査等委員）	木下 輝彦		

執行役員 8名の役割は次のとおりとなっております。

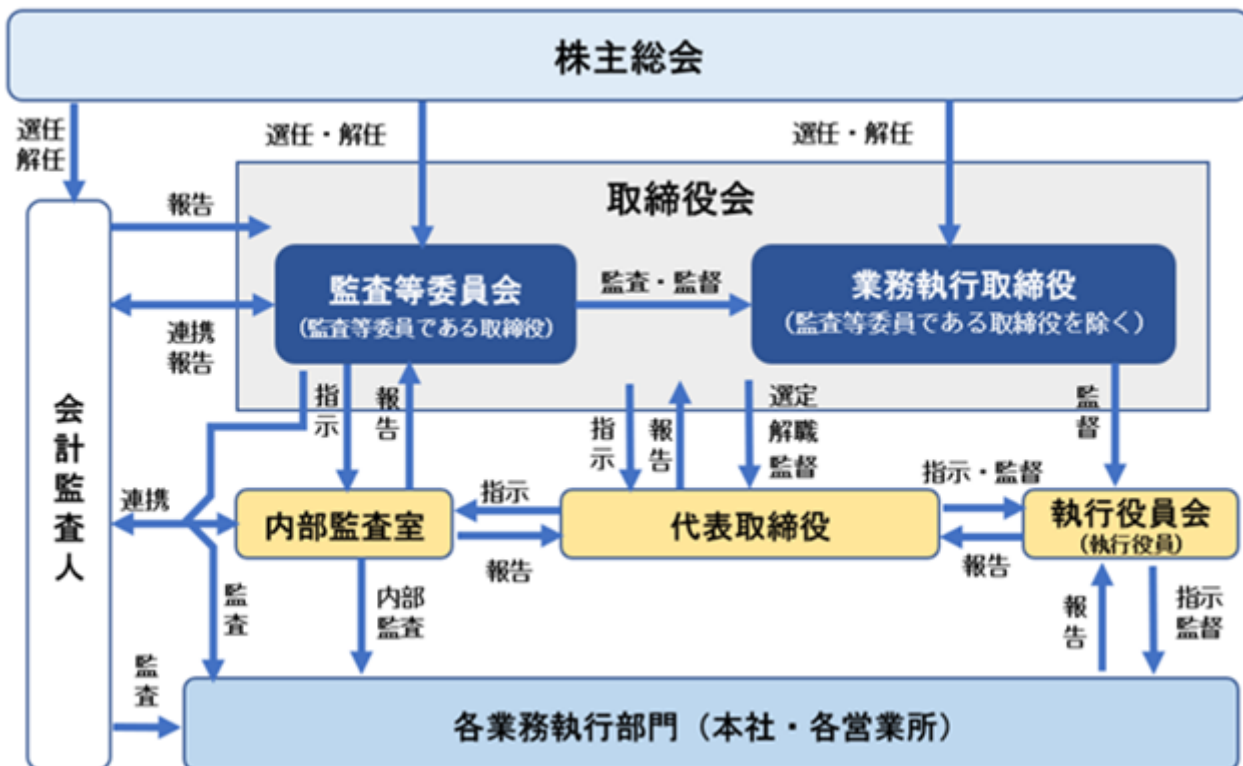
氏名	役割
田村 清隆	常務執行役員 出荷・品質管理
菊本 健司	常務執行役員 新製品マーケティング営業戦略兼IR・広報
中田 裕二	上席執行役員 NSS開発部部長
坂本 智洋	執行役員 東日本地区営業部長兼SSS東京本部所長
山口 征也	執行役員 特販営業部長兼大阪営業所所長
安川 智子	執行役員 九州・沖縄・中四国地区営業部長兼福岡営業所所長
川本 広太郎	執行役員 AAOセンター長
中岡 真美	執行役員 内部監査室室長

□ . 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。同制度を採用した理由は、監査等委員である取締役が取締役会の構成員として取締役会での議決権を持ち、監査機能を担いつつ、取締役会の業務執行の監督機能と実効性を高めることで、取締役会の透明性、公正性の向上を図ることにあります。また、監査等委員は、内部監査室（内部監査室で、内部監査、内部統制の評価を実施しております。）及び会計監査人と緊密に連携し、組織的な監査を行うとともに、内部統制体制の充実をも図ります。また、重要な法的判断を要する事項については、監査等委員の構成員である弁護士及び、顧問弁護士に相談のうえ、検討・解決を図っております。

以上に述べた、当社の業務執行及び監視体制を図で示すと、次のとおりであります。

(図)



## 企業統治に関するその他の事項

### イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、以下の内容を業務の適正を確保する体制の構築に関する基本方針として定め、体制構築を進めております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社の取締役・従業員が従うべき基本原則であるコンプライアンス・ポリシーに則り、取締役は法令を遵守することのみならず、企業の果たすべき社会的責任を自覚して行動しなければならない。
  - b. 取締役に対し社外専門家によるコンプライアンス研修を定期的実施する。また、取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社に法令遵守の精神が醸成されるよう率先して行動しなければならない。
  - c. 取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役である監査等委員を4名以上置き、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
  - d. 経理部長をコンプライアンス担当に任命し、コンプライアンス及び内部統制に関する事項を統括せしめる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録並びにこれらの関連資料を保存、管理するための担当部署（人事・総務部）を置き、これらを10年間保存し、必要に応じた閲覧が可能な状態を維持する。
  - b. 社内の機密情報の取扱いにつき、保存、管理、閲覧、回付等に関する規程を整備し、機密情報の適切な活用に努めるとともに、その安全管理を図る。
  - c. 社内の情報ネットワークのセキュリティ向上のためのツールの導入及び情報の取扱いに関する規程等の強化を行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を整備する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 内部監査室は、組織横断的なリスクの分析、評価を行い、リスク対応の方策の策定、運用を行わせる体制を整備する。
  - b. 経理部と内部監査室は、業務マニュアル、諸規程の体系化を図り、業務の標準化を行うことでオペレーションリスクの最小化に努める。
  - c. IR・広報室は、危機発生の緊急事態に備え、必要な設備と人員を確保し、想定される危機に応じた対応マニュアルを整備し、危機に対し即応性の高い体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役の職務分掌と権限を明確にし、意思決定が迅速かつ公正に行われ、その伝達が速やかに行われる組織体制を構築する。そのために関係諸規程の見直し、整備を行う。
  - b. 経営環境の変化に応じ組織の業務分担を見直し、効率的かつ合理的な業務の運営を行うため弾力的に組織の統廃合、再編を行うことができる手続や体制の整備を行う。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が直接通報できる「コンサルライン」制度を管理部内に確保し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては通報者に不利益が及ぶことのないようにその保護を最優先事項とする。
  - b. コンプライアンス及びCSRに関する事務の担当部署（経理部及び人事・総務部）において、これらに関する事項の教育を含めた企画立案と運用を行う。
  - c. コンプライアンス・マニュアル、倫理規程等を整備し、法令に関する遵守事項、行動規範について従業員に対し周知し、遵守を徹底させる。
  - d. 従業員の法令及び社内ルールの違反行為に対し、適正な手続を経た上で、公正に懲戒を含む処分を行うための体制を確保する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - a. 経理部と内部監査室を監査等委員会の職務を補助するための部署とする。
  - b. 監査等委員会は経理部と内部監査室を指示し、その職務を補助させることができる。
  - c. 内部監査室は、内部監査の実効性を確保するため監査活動を行ない、有効な監査活動を行うため内部監査室に必要な権限を付与するとともに、関係部署がこれに従う体制を整備する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
内部監査室の部員についての人事、処遇、懲罰については、監査等委員会と協議し、監査等委員会の意見を尊重する。



- (8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- a. 経理部長と内部監査室は内部統制整備の実施状況について、随時監査等委員会に対し報告を行う。
  - b. 取締役及び従業員は、監査等委員会から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会と取締役の意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。また、監査等委員と会計監査人のミーティングの機会を増加することにより、緊密に連携をとることで監査の実効性を確保する。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、上記「イ - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に従い、リスクの発見及び継続的なモニタリングを実施しております。

ハ．責任限定契約の内容と概要

当社と、社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ニ．反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、いかなる不当要求に対しても組織として毅然とした対応をとり、取引や資金提供等は一切行わないことを基本方針としております。

反社会的勢力からの不当要求があった場合は、警察や顧問弁護士等の外部機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。また、契約書や覚書等の書面においては、反社会的勢力排除に関する条項を設けて契約を進めております。

ホ．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内とする旨及び当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする旨定款に定めております。

ヘ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ．取締役会にて決議できる株主総会決議事項

(1) 自己株式取得の決定機関

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

これは、株主への機動的な利益還元を行うためであります。

## ( 2 ) 【 役員の状況】

## 役員一覧

男性7名 女性1名 ( 役員のうち女性の比率12.5% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	田村 隆盛	1961年10月15日生	1980年6月 山口トスパック(株) 入社 1983年10月 カワサキ建装(株)(株アルファクスに社名変更) 入社 1983年10月 同企画情報室長 1993年12月 当社設立 代表取締役社長 就任 2014年10月 当社取締役 就任 2014年12月 当社代表取締役社長 就任 2021年12月 当社代表取締役会長 就任(現任)	(注) 3	1,286,939
代表取締役社長	藤井 由実子 (戸籍上の氏名: 田村 由実子)	1967年11月6日生	1991年4月 (株)アルファクス 入社 1993年12月 当社共同設立 1999年9月 当社取締役 就任 2006年2月 当社執行役員 就任 2007年10月 ナチュラルグリーンリゾート(株) 代表取締役社長 就任 2014年12月 当社常務上席執行役員 就任 2017年10月 ナチュラルグリーンリゾート(株) 代表取締役社長 辞任 2017年12月 当社専務取締役 就任 2021年12月 当社代表取締役社長 就任(現任)	(注) 3	13,500
常務取締役	井手 修一	1956年6月16日生	1995年8月 当社入社 1998年4月 当社システム営業本部長 2000年4月 当社取締役営業統括部長 就任 2006年2月 当社執行役員営業部長 就任 2010年6月 当社執行役員マーケティング部長 就任 2017年12月 当社常務取締役 就任(現任)	(注) 3	7,500
常務取締役	出島 淳浩 (戸籍上の氏名: 中岡 淳浩)	1961年3月25日生	1993年7月 (株)アルファクス 入社 1993年12月 当社入社 1995年10月 当社FSS導入支援部課長 2006年4月 当社FSS導入支援部次長 2015年12月 当社FSS導入支援部長 2017年12月 当社常勤監査役 就任 2020年7月 当社上席執行役員経理部長 2020年12月 当社取締役経理部長 2021年12月 当社常務取締役(現任)	(注) 3	400
取締役 (監査等委員)	栃木 伸二郎	1969年7月14日生	1993年11月 中央監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1998年4月 公認会計士登録 2001年8月 栃木公認会計士事務所 開設(現任) 2002年4月 税理士登録 2011年4月 税理士法人あすか社員 2014年9月 税理士法人あすか代表 就任(現任) 2014年12月 当社社外監査役 就任 2015年12月 当社社外取締役 就任 2020年7月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	佐藤 久典	1969年6月7日生	1995年4月 宇部市役所 入所 2010年12月 弁護士登録 佐藤久典法律事務所(宇部・山陽小野田総合法律事務所) 開設(現任) 2014年11月 司法書士登録 2015年4月 当社仮監査役 就任 2016年12月 税理士登録 2017年12月 当社非常勤監査役 就任 2018年6月 チタン工業(株) 社外取締役監査等委員 就任(現任) 2020年7月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	高山 行紀	1974年 8月20日生	1993年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2004年 6月 公認会計士登録 2017年11月 高山行紀公認会計士事務所 開設(現任) 2020年 7月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	木下 輝彦	1972年 1月27日生	1995年 4月 株式会社せとうち銀行 入社 2007年 3月 株式会社ジャパンプラットフォーム 入社 2009年 9月 株式会社西京銀行 入社 2019年 1月 株式会社エコー・システム 入社 2020年 4月 株式会社ツバメ・イータイム取締役 就任(現任) 2020年 7月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 4	-
計					1,308,339

- (注) 1. 代表取締役社長藤井由実子(戸籍上の氏名: 田村由実子)氏は代表取締役会長田村隆盛氏の二親等内の親族であります。
2. 取締役栃木伸二郎氏、佐藤久典氏、高山行紀氏及び木下輝彦氏は、社外取締役であります。
3. 2021年12月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2021年12月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、経営管理体制の一層の強化を図るべく執行役員制度を導入しております。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名(うち、監査等委員である社外取締役4名)であります。

監査等委員である社外取締役の栃木伸二郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見と、当社社外監査役及び当社社外取締役としての経験も有しております。専門的視点から意見を述べるなどし、経営の監視・監督機能の向上を図るため、監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役の佐藤久典氏は、弁護士、司法書士、税理士の資格を有しており、専門的見地から適切な監査をしていただき、中立的な立場から経営監視能力を十分に発揮することが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役の高山行紀氏は、公認会計士の資格を有しており、専門的見地から適切な監査をしていただき、中立的な立場から経営監視能力を十分に発揮することが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役の木下輝彦氏は、他社の取締役であり、また銀行出身者でもあることから、経験豊富な企業経営経験や銀行での知見から、経営面への適切な意見が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

なお、監査等委員である社外取締役4名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。監査等委員である社外取締役の選任にあたっては、当社からの独立性に関する基準は定めておりませんが、同取引所の企業行動規範に定める独立性の基準に照らして一般株主と利益相反が生じるおそれなく、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった役割が期待できる人物を選任しており、選任状況は適切であると考えております。

社外取締役(監査等委員を含む)による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、かつ監査等委員全員を社外取締役とすることにより、業務執行と監督の分離、業務執行を行う代表取締役社長等に対する監視・監督の強化を行っております。

社外取締役である監査等委員が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門との連携のもと、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、内部監査室と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。

また、監査等委員会が会計監査人と四半期毎に売上・費用の計上時期の適切性、見積項目についての会計処理の妥当性などについてディスカッションを実施します。会計監査人と監査等委員会のミーティングは年4回実施する

ことによってコミュニケーションの機会を増やすとともに、三様監査の観点から、会計監査人と監査等委員会のミーティングに内部監査室も参加するようにしております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成されており、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査等委員としてふさわしい人格、識見及び倫理観を有している者を選任しております。監査等委員会監査は、監査計画、監査の方針、業務分担などに従い、取締役の職務の執行を監査しております。なお各監査等委員は、定例の監査等委員会において、相互に監査の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、各々の監査計画や監査状況に関して定期的に、または必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

なお、監査等委員である栃木伸二郎氏は公認会計士及び税理士の資格を、佐藤久典氏は税理士の資格を、高山行紀氏は公認会計士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において、監査等委員会を4回開催しており、個々の監査役、監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

## ・監査等委員会設置会社移行後

氏名	開催回数	出席回数
栃木伸二郎	15回	14回
佐藤久典	15回	11回
高山行紀	15回	15回
木下輝彦	15回	14回

## 内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長の命により内部監査室1名が、会社の業務及び財産の実態を合法性と合理性の観点から監査し、経営合理化及び能率増進に資するとともに、不正・過誤の防止につとめ、経営管理に寄与することを目的としております。内部監査は、内部統制の評価と同一の担当者が実施することになっております。内部監査室は、年度監査計画に基づき各部署の現地監査及び書面監査を行い、その結果及び改善指示を代表取締役社長に報告し、その後各監査対象部署は、改善状況の報告を代表取締役社長及び取締役会に行っております。内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、相互に情報交換等を行い監査の実効性を高めております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

HLB Meisei 有限責任監査法人（一時会計監査人）

## b. 継続監査期間

1年（監査対象年度を基準とした年数であります。）

## c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 武田 剛

指定有限責任社員・業務執行社員 関 和輝

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他8名であります。

## e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

## f. 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査等委員会・経理部門・内部監査室等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等が適切に行

われているかという観点で評価した結果、HLB Meisei 有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

2020年1月10日まで	監査法人大手門会計事務所
2020年1月10日から2020年1月29日まで	東光監査法人
2020年1月29日から2021年3月25日まで	監査法人アリア
2021年3月25日以降	HLB Meisei 有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(2020年1月14日提出)

(1) 当該異動に係る当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

東光監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

監査法人大手門会計事務所

(2) 当該異動の年月日

2020年1月10日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2016年12月27日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社は、当社の会計監査人である監査法人大手門会計事務所に監査をお願いしてまいりました。今般、同監査法人より会社の経営環境の変化に伴い、監査工数が増大すること及び近年の監査の厳格化に伴い、今後、十分な監査体制を維持するための人員を確保することが困難であるとして、2020年1月9日の夜に契約解除の申し出がありました。当社監査役会では、2019年12月6日に公認会計士・監査審査会より金融庁に対し、同監査法人に対する勧告要請があったことから、会計監査人の異動を選択肢の一つとして模索してまいりましたが、当社の事業規模、業務内容に適した監査対応、監査費用の相当性等を検討した結果、本日付で東光監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。

なお、退任にあたり監査法人大手門会計事務所からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

当社の事業規模、業務内容に適した監査対応、監査費用の相当性等を検討し判断しております。

(2020年2月21日提出、2020年2月28日訂正報告書提出)

(1) 当該異動に係る当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称

東光監査法人

(2) 当該異動の年月日

2020年1月29日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2020年1月10日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社は、2020年1月28日付けで、当社の一時会計監査人である東光監査法人より、過年度の決算に関する検討すべき事項が生じ退任の申出を1月29日に受領しました。これを受け、当社監査役会で検討した結果、相互理解に至らなかったことから、監査契約の解除について合意いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見  
特段の意見はない旨の回答を得ております。  
監査役会の意見  
特段の意見はない旨の回答を得ております。

(7)当該異動に係る監査公認会計士等の名称と就任日付

就任する監査公認会計士等の名称  
監査法人アリア  
就任の日付  
2020年2月4日

(8)就任する一時的監査人の概要

名称：監査法人アリア  
所在地：東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア  
業務執行社員の氏名：茂木秀俊・山中康之  
日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況  
登録されております。

(9)選任に至った理由及び経緯

当社の監査役会は、監査法人アリアが長年にわたる企業会計監査の実績を有し、会計監査人として必要な専門性と独立性を有し職業的専門化としての適時適切な監査判断を可能とする監査の品質管理体制を保持しており、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断いたしました。

(2021年3月29日提出)

(1)当該異動に係る当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称  
HLB Meisei 有限責任監査法人  
退任する監査公認会計士等の名称  
監査法人アリア

(2)当該異動の年月日

2021年3月25日

(3)退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2020年2月4日

(4)退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5)当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社監査等委員会は、経営環境を踏まえた現況を鑑み、監査品質の維持を前提に、監査報酬を見直しておりました。当社といたしましては、当社の現在の業績を鑑み、監査の品質維持を前提に、後任の会計監査人候補を模索しておりましたが、当社監査等委員会が、当社の事業規模、業務内容に適した監査対応、監査費用の相当性等を検討した結果、HLB Meisei 有限責任監査法人は、品質管理体制、独立性、専門性、監査業務の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として適任と判断し、HLB Meisei 有限責任監査法人を新たな会計監査人として選任するものであります。

なお、退任に当たり 監査法人アリアからは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

(6)上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見  
特段の意見はない旨の回答を得ております。  
監査役会の意見  
妥当であると判断しております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
57,000	-	25,500	-

(注) 前事業年度の報酬には、監査法人アリアへ支払った過年度決算訂正に係る監査に関する報酬36万円が含まれております。

## b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

## c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。具体的には、監査計画で示された重点監査項目及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていること等を確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案のうえ、監査報酬の額を決定しております。なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査等委員会の同意を得ております。

## e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。



(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は、2020年7月3日開催の臨時株主総会において、年額88百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議されております。また、取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2020年7月3日開催の臨時株主総会において、年額15百万円以内と決議されております。

役員区分ごとの報酬等の額に関する考え方及び算定方法の決定に関する事項は、以下のとおりです。

（取締役（監査等委員である取締役を除く））

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等につきましては、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定報酬であります。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る基本方針につきましては、取締役会にて、上記株主総会決議の範囲内において決定しております。また、その具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役社長田村隆盛が決定しており、当事業年度におきましては、2020年12月28日開催の取締役会にて代表取締役社長への一任を決議しております。

（取締役（監査等委員））

監査等委員である取締役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内に置いて、監査等委員会で協議の上決定しております。監査等委員である取締役に付きましても、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	81,087	81,087	-	4
監査等委員(社外取締役を 除く)	-	-	-	-
社外役員	11,250	11,250	-	4
合計	92,337	92,337	-	8

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの  
該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的とは専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合と考えております。一方、純投資目的以外とは当社の顧客及び取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化や当社の中長期的な企業価値向上に資する場合と考えております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

## a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、顧客及び取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に限り、株式の政策保有を行います。保有する政策保有株式については、定期的に取り締役会へ報告し、個々の銘柄において保有の便益（受取配当金及び事業取引利益）と当社資本コストを比較して保有の経済合理性を検証するとともに、取引関係の維持・強化、中長期的な保有メリット等を総合的に勘案して、保有の適否を判断しております。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	14,020
非上場株式以外の株式	1	494

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	8,750	当該企業とのさらなる関係強化のため
非上場株式以外の株式	-	-	-

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

## c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
第一生命ホールディングス(株)	200	200	当社と保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため	無
	494	295		

(注) 特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため記載しておりません。特定投資株式の保有の合理性の検証につきましては、取締役会にて保有意義を検証し保有の適否に関する審議を行うこととしております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の財務諸表についてHLB Meisei有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社では、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更に的確に対応するため、開示支援専門会社等からの情報収集や各種研修会への参加、会計専門誌の購読、外部税理士法人による開示サポート及び経理部員へのオン・ザ・ジョブ・トレーニング等を行い、適正性の確保に取り組んでおります。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	316,156	121,512
売掛金	66,016	78,477
商品	322,606	350,214
貯蔵品	18,196	13,327
前渡金	61,115	84,765
前払費用	21,544	20,385
短期貸付金	78,600	16,200
未収入金	58,488	46,528
未収還付法人税等	109,614	-
未収消費税等	28,619	-
その他	10,709	12,155
貸倒引当金	36,403	59,093
<b>流動資産合計</b>	<b>1,055,264</b>	<b>684,473</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	451,518	451,518
減価償却累計額	106,270	124,846
建物(純額)	1 345,247	1 326,671
構築物	18,595	18,595
減価償却累計額	4,780	6,331
構築物(純額)	13,814	12,264
工具、器具及び備品	917,712	947,911
減価償却累計額	826,676	878,117
工具、器具及び備品(純額)	91,035	69,793
土地	1 130,838	1 130,838
リース資産	114,064	114,064
減価償却累計額	62,139	81,882
リース資産(純額)	51,924	32,181
建設仮勘定	395	-
<b>有形固定資産合計</b>	<b>633,255</b>	<b>571,749</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	170,136	312,284
ソフトウェア仮勘定	122,503	25,779
電話加入権	2,445	2,445
特許権	393	300
<b>無形固定資産合計</b>	<b>295,478</b>	<b>340,810</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	5,565	14,514
関係会社株式	93	-
出資金	10	10
長期前払費用	139,313	143,216
敷金及び保証金	22,438	22,450
長期未収入金	119,066	138,988
その他	26,000	6,000
貸倒引当金	119,066	127,858
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>193,420</b>	<b>197,321</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>1,122,155</b>	<b>1,109,881</b>
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	5,702	4,509
<b>繰延資産合計</b>	<b>5,702</b>	<b>4,509</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,183,122</b>	<b>1,798,864</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	29,697	29,422
短期借入金	2 650,000	2 484,277
1年内償還予定の社債	30,500	41,000
1年内返済予定の長期借入金	1, 3 144,667	1, 3 159,883
リース債務	23,725	21,843
未払金	51,192	13,945
未払費用	10,832	7,514
未払法人税等	3,688	13,393
未払消費税等	-	25,532
預り金	10,621	9,760
前受金	139,855	74,802
その他	-	1,430
流動負債合計	1,094,781	882,805
固定負債		
社債	168,500	117,000
長期借入金	1, 3 805,400	1, 3 729,446
リース債務	43,055	20,470
退職給付引当金	28,687	18,530
資産除去債務	-	2,200
固定負債合計	1,045,642	887,648
負債合計	2,140,423	1,770,453
純資産の部		
株主資本		
資本金	537,862	665,461
資本剰余金		
資本準備金	143,599	271,198
その他資本剰余金	184,123	184,123
資本剰余金合計	327,723	455,322
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	39,239	36,390
繰越利益剰余金	824,296	1,094,268
利益剰余金合計	785,057	1,057,877
自己株式	37,840	37,904
株主資本合計	42,687	25,002
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10	148
評価・換算差額等合計	10	148
新株予約権	-	3,259
純資産合計	42,698	28,410
負債純資産合計	2,183,122	1,798,864

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
<b>売上高</b>		
ASP / パッケージシステム事業売上高	851,423	763,327
システム機器事業売上高	325,189	658,308
周辺サービス事業売上高	61,851	106,410
ホテル関連事業売上高	52,742	44,958
売上高合計	1,291,206	1,573,005
<b>売上原価</b>		
ASP / パッケージシステム事業売上原価	533,939	354,390
システム機器事業売上原価	455,783	584,574
周辺サービス事業売上原価	68,897	51,990
ホテル関連事業売上原価	11,613	6,202
売上原価合計	1,070,233	997,158
<b>売上総利益</b>	220,972	575,846
<b>販売費及び一般管理費</b>		
役員報酬	88,158	92,337
給料及び手当	221,027	201,422
賞与	19,127	3,292
法定福利費	43,478	35,641
賞与引当金繰入額	11,518	-
退職給付費用	11,376	7,749
減価償却費	27,801	46,797
貸倒引当金繰入額	24,213	10,061
その他	305,565	356,933
販売費及び一般管理費合計	729,229	754,235
<b>営業損失 ( )</b>	508,257	178,389
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	57	229
助成金収入	10,791	8,521
その他	265	1,183
営業外収益合計	11,113	9,934
<b>営業外費用</b>		
支払利息	11,404	17,162
社債利息	500	445
社債発行費償却	1,143	1,193
支払保証料	5,329	632
支払補償費	7,127	3,715
支払手数料	1,848	1,687
株式交付費	-	28,366
貸倒引当金繰入額	8,100	22,500
貸倒損失	-	20,207
その他	4	277
営業外費用合計	35,459	96,189
<b>経常損失 ( )</b>	532,603	264,643

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
<b>特別損失</b>		
特別調査費用	2 97,940	-
関係会社株式評価損	10,106	-
減損損失	3 4,100	-
課徴金	4 35,770	-
子会社清算損	-	5 93
特別損失合計	147,918	93
税引前当期純損失( )	680,521	264,736
法人税、住民税及び事業税	2,045	8,144
法人税等還付税額	109,614	-
法人税等調整額	82,520	61
法人税等合計	25,048	8,083
当期純損失( )	655,473	272,820

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
器材費		428,369	40.0	475,525	47.7
人件費		278,620	26.0	245,888	24.7
外注費		162,534	15.2	183,032	18.3
経費	3	298,107	27.9	218,690	21.9
他勘定振替高	4	97,397	9.1	125,978	12.6
当期総製造費用		1,070,233	100.0	997,158	100.0
計		1,070,233		997,158	
当期売上原価		1,070,233		997,158	

注 1 当社の原価計算は、受託開発においては個別原価計算による実際原価計算であります。

2 自社機器については、総合原価計算による実際原価計算であります。

3 主な内容は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
通信費	23,507千円	20,407千円
減価償却費	188,861千円	140,328千円

4 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
工具、器具及び備品	10,960千円	5,682千円
ソフトウェア	26,538千円	5,042千円
ソフトウェア仮勘定	45,580千円	107,587千円
その他	14,318千円	7,666千円



## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	537,862	143,599	184,123	327,723	42,088	110,084	67,996
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当						61,587	61,587
当期純損失（ ）						655,473	655,473
圧縮積立金の取崩					2,848	2,848	-
自己株式の取得							
新株予約権の発行							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	2,848	714,212	717,061
当期末残高	537,862	143,599	184,123	327,723	39,239	824,296	785,057

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	37,840	759,748	31	31	-	759,780
当期変動額						
新株の発行						-
剰余金の配当		61,587				61,587
当期純損失（ ）		655,473				655,473
圧縮積立金の取崩		-				-
自己株式の取得						-
新株予約権の発行						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			21	21		21
当期変動額合計	-	717,061	21	21	-	717,082
当期末残高	37,840	42,687	10	10	-	42,698

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	537,862	143,599	184,123	327,723	39,239	824,296	785,057
当期変動額							
新株の発行	127,599	127,599		127,599			
剰余金の配当						-	-
当期純損失（ ）						272,820	272,820
圧縮積立金の取崩					2,848	2,848	-
自己株式の取得							
新株予約権の発行							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	127,599	127,599	-	127,599	2,848	269,971	272,820
当期末残高	665,461	271,198	184,123	455,322	36,390	1,094,268	1,057,877

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	37,840	42,687	10	10	-	42,698
当期変動額						
新株の発行		255,199			1,710	253,489
剰余金の配当		-				-
当期純損失（ ）		272,820				272,820
圧縮積立金の取崩		-				-
自己株式の取得	64	64				64
新株予約権の発行					4,969	4,969
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			138	138		138
当期変動額合計	64	17,685	138	138	3,259	14,287
当期末残高	37,904	25,002	148	148	3,259	28,410

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	680,521	264,736
減価償却費	216,663	187,125
減損損失	4,100	-
関係会社株式評価損	10,106	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	32,313	43,782
賞与引当金の増減額( は減少)	43,299	-
退職給付引当金の増減額( は減少)	90	10,156
受取利息及び受取配当金	57	229
支払利息	11,904	17,608
支払手数料	1,848	1,687
株式交付費	-	28,366
特別調査費用	97,940	-
課徴金	35,770	-
売上債権の増減額( は増加)	132,911	36,139
たな卸資産の増減額( は増加)	36,885	22,739
仕入債務の増減額( は減少)	47,821	275
未払消費税等の増減額( は減少)	38,981	25,532
その他の流動資産の増減額( は増加)	80,710	55,842
その他の流動負債の増減額( は減少)	75,248	102,274
その他	9,799	18,215
小計	395,905	22,543
利息及び配当金の受取額	57	229
利息の支払額	11,810	19,135
特別調査費用の支払額	97,940	-
法人税等の支払額	140,766	1,260
法人税等の還付額	81	109,623
営業活動によるキャッシュ・フロー	646,283	66,913
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	29,840	30,199
無形固定資産の取得による支出	125,016	178,649
定期預金の預入による支出	6,000	3,500
定期預金の払戻による収入	-	30,000
投資有価証券の取得による支出	5,270	8,750
その他	327	2,321
投資活動によるキャッシュ・フロー	166,453	193,419
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	230,000	1,503,819
短期借入金の返済による支出	100,000	1,669,542
長期借入れによる収入	660,000	96,300
長期借入金の返済による支出	130,339	157,037
社債の発行による収入	145,861	-
社債の償還による支出	41,000	41,000
株式の発行による収入	-	225,122
新株予約権の発行による収入	-	4,969
自己株式の取得による支出	-	64
リース債務の返済による支出	23,266	23,737
配当金の支払額	61,050	468
財務活動によるキャッシュ・フロー	680,205	61,638
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	132,532	188,144
現金及び現金同等物の期首残高	418,689	286,156
現金及び現金同等物の期末残高	286,156	98,012

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2)貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、また工具、器具及び備品のうち金型については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・・・・・・・・・・10～50年

構築物・・・・・・・・・・10～20年

工具、器具及び備品・・2～10年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を当期償却額としております。

特許権については、償却期間8年の定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4)長期前払費用

定額法

4. 繰延資産の処理方法

(1)株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2)社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額(自己都合退職による要支給額より年金資産額を控除した額)を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

たな卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

商 品	350,214千円
貯 蔵 品	13,327

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

たな卸資産の評価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。正味売却価額は、同業他社製品の市場価格を基礎として決定しております。

また、2.5年以上滞留しているたな卸資産については、販売可能性が見込めないと判断し、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

なお、当事業年度のたな卸資産評価損の金額は、38,596千円であります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以降開始する事業年度からTopic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針としてIFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年改正)については、2023年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「販売費及び一般管理費」の「旅費及び交通費」、「地代家賃」、「販売促進費」、「顧問料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」に表示していた「旅費及び交通費」34,263千円、「地代家賃」35,517千円、「販売促進費」34,025千円、「顧問料」51,555千円、「その他」150,203千円は、「その他」305,565千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、独立提起しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「短期貸付金の増減額(は増加)」、「敷金及び保証金の回収による収入」、「敷金及び保証金の差入による支出」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において「投資活動によるキャッシュ・フロー」に含めていた「短期貸付金の増減額(は増加)」5,160千円、「敷金及び保証金の回収による収入」6,414千円、「敷金及び保証金の差入による支出」1,280千円、「その他」302千円は、「その他」327千円として組み替えております。

## (追加情報)

## (新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、経済や社会、企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後のコロナウイルス感染症の収束時期やその影響程度を合理的に予想することが困難ではありますが、このような状況は当事業年度以降も一定程度継続するとの仮定のもと、会計上の見積り等を実施しております。

## (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます)を導入しております。

## (1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が株式の受給権を取得した場合に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理することになっております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

## (3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は前事業年度142,607千円、当事業年度142,607千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。

期末株式数は、前事業年度は196,800株、当事業年度は196,800株であり、期中平均株式数は、前事業年度197,610株、当事業年度は196,800株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

## (貸借対照表関係)

## 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
建物	179,559千円	170,908千円
土地	14,543	14,543
計	194,103	185,452

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	58,333千円	58,333千円
長期借入金	131,250	72,916
計	189,583	131,250

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行(前事業年度は2行)と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	300,000千円	86,720千円
借入実行残高	200,000	86,720
差引額	100,000	-

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とシンジケートローン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
貸出コミットメントの総額	450,000千円	- 千円
借入実行残高	450,000	-
差引額	-	-

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
貸出タームローンの総額	264,583千円	146,250千円
借入実行残高	264,583	146,250
差引額	-	-

#### 4. 財務制限条項

前事業年度(2020年9月30日)

当社が締結しているコミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 各年度の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比で80%以上に維持すること。
- (2) 各年度の決算日の損益計算書における経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社が締結しているシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 各年度の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額を2016年9月期の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- (2) 各年度の決算日の損益計算書における経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

なお、当事業年度において、上記財務制限条項のうち、コミットメントライン契約の(1)及びシンジケートローン契約の(1)にそれぞれ抵触致しました。当社は、当該取引金融機関と協議を行っており、財務制限条項に係る期限の利益喪失につき権利行使をしないことについて、当該取引金融機関の合意が得られる見込みと判断しております。

当事業年度(2021年9月30日)

当社が締結しているシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 各年度の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額を2016年9月期の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- (2) 各年度の決算日の損益計算書における経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

なお、当事業年度において、上記財務制限条項いずれにも抵触致しました。当社は、当該取引金融機関と協議を行っており、財務制限条項に係る期限の利益喪失につき権利行使をしないことについて、当該取引金融機関の合意が得られる見込みと判断しております。

#### 5. 保証債務

前事業年度(2020年9月30日)

システム機器の販売顧客のリース債務6,726千円について、債務保証を行っております。

当事業年度(2021年9月30日)

システム機器の販売顧客のリース債務2,669千円について、債務保証を行っております。



(損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
22,516千円	38,596千円

- 2 特別調査費用は、過年度決算訂正に関する特別調査委員会による調査費用及び追加の監査報酬等であります。

3 減損損失

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

場所	用途	種類
山口県山陽小野田市	事業用設備等	建物及び工具、器具及び備品

当社は、原則として、内部管理上の営業所等を単位としてグルーピングを行っております。

ホテル関連事業については、当初計画に対する進捗の悪化により収益性が著しく低下したため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(4,100千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物3,244千円、工具、器具及び備品856千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び工具、器具及び備品の帳簿価額の全額について回収できる可能性は低いと判断しております。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

- 4 証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされ、2020年9月10日付にて金融庁から課徴金納付命令が発出されたことに伴い、納付する課徴金であります。
- 5 子会社である株式会社AFSマーケティングの清算に伴う損失であります。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,513,800	-	-	2,513,800
自己株式				
普通株式	50,300	-	-	50,300

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年12月26日 定時株主総会	普通株式	61,587	25	2019年9月30日	2019年12月27日

(注) 配当金の総額には株式会社日本カストディ銀行(旧資産管理サービス信託銀行株式会社)(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金4,952千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1.	2,513,800	307,300	-	2,821,100
自己株式				
普通株式 (注)2.	50,300	64	-	50,364

(注) 1. 発行済株式の総数の増加は、第三者割当てによる募集株式の発行107,300株、及び新株予約権の権利行使に伴う新株式の発行200,000株であります。

2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権(注)1.2	普通株式	-	200,000	200,000	-	-
	第2回新株予約権(注)1.	普通株式	-	315,000	-	315,000	2,368
	第3回新株予約権(注)1.	普通株式	-	97,100	-	97,100	890
合計		-	-	-	-	-	3,259

(注) 1. 第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 第1回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	316,156千円	121,512千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	30,000	23,500
現金及び現金同等物	286,156	98,012

## (リース取引関係)

前事業年度(2020年9月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(2021年9月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い預金で運用しており、資金調達については銀行借入及び社債発行によって行っております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、管理部門において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元資金を十分に確保する方法により対応しております。

短期借入金は、主に運転資金に関わる資金調達であります。

社債及び長期借入金は、主にソフトウェア開発に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスクの管理

当社は、営業債権については、債権債務管理規程に従い、管理部門において取引先ごとに残高及び期日の管理を行うとともに、各事業部において必要に応じて各取引先の状況のモニタリングを行い、回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社では、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前事業年度(2020年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	316,156	316,156	-
(2) 売掛金	66,016		
貸倒引当金( 1 )	2,679		
	63,336	63,336	-
(3) 短期貸付金	78,600		
貸倒引当金( 1 )	8,100		
	70,500	70,500	-
(4) 未収入金	58,488		
貸倒引当金( 1 )	22,464		
	36,023	36,023	-
(5) 長期未収入金	119,066		
貸倒引当金( 1 )	119,066		
	-	-	-
資産計	486,016	486,016	-
(1) 買掛金	29,697	29,697	-
(2) 短期借入金	650,000	650,000	-
(3) 未払金	51,192	51,192	-
(4) 未払法人税等	3,688	3,688	-
(5) 社債( 2 )	199,000	196,134	2,865
(6) 長期借入金( 3 )	950,067	963,670	13,603
負債計	1,883,646	1,894,383	10,737

( ) 1 . 売掛金、短期貸付金、未収入金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2 . 1年内償還予定の社債を含んでおります。

3 . 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度(2021年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	121,512	121,512	-
(2) 売掛金	78,477		
貸倒引当金( 1 )	564		
	77,912	77,912	-
(3) 短期貸付金	16,200		
貸倒引当金( 1 )	8,100		
	8,100	8,100	-
(4) 未収入金	46,528		
貸倒引当金( 1 )	44,918		
	1,609	1,609	-
(5) 長期未収入金	138,988		
貸倒引当金( 1 )	127,858		
	11,129	11,129	-
資産計	220,264	220,264	-
(1) 買掛金	29,422	29,422	-
(2) 短期借入金	484,277	484,277	-
(3) 未払金	13,945	13,945	-
(4) 未払法人税等	13,393	13,393	-
(5) 社債( 2 )	158,000	156,160	1,839
(6) 長期借入金( 3 )	889,330	892,657	3,327
負債計	1,588,369	1,589,857	1,488

( ) 1 . 売掛金、短期貸付金、未収入金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2 . 1年内償還予定の社債を含んでおります。

3 . 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 短期貸付金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期未収入金

これらの時価については、担保及び相手先の財務状況による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又は契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利による長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
関係会社株式(1)	93	-
敷金及び保証金(2)	22,438	22,450

( ) 1. 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

2. 敷金及び保証金については、市場価格がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないため、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	316,156	-	-	-
売掛金	63,336	-	-	-
短期貸付金	70,500	-	-	-
未収入金	36,023	-	-	-
合計	486,016	-	-	-

( ) 売掛金(2,679千円)、短期貸付金(8,100千円)、未収入金(22,464千円)及び長期未収入金(119,066千円)は、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	121,512	-	-	-
売掛金	77,912	-	-	-
未収入金	1,609	-	-	-
合計	201,034	-	-	-

( ) 売掛金(564千円)、短期貸付金(16,200千円)、未収入金(44,918千円)及び長期未収入金(138,988千円)は、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

5. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	30,500	41,000	41,000	31,000	21,000	34,500
長期借入金	144,667	130,195	165,903	114,687	100,104	294,510
合計	175,167	171,195	206,903	145,687	121,104	329,010

当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	41,000	41,000	31,000	21,000	24,000	-
長期借入金	159,883	195,591	144,375	129,792	105,092	154,596
合計	200,883	236,591	175,375	150,792	129,092	154,596

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式93千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年9月30日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(2020年9月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(2021年9月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(2020年9月30日)

関係会社株式について10,106千円の減損処理を行っております。

当事業年度(2021年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。



(退職給付関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付制度として、退職一時金制度と中小企業退職金共済制度を併用しておりましたが、2017年10月より確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度並びに確定拠出企業年金制度の併用へと移行しております。

なお、当社が有する確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	28,596千円
退職給付費用	16,131
退職給付の支払額	-
制度への拠出額	16,040
退職給付引当金の期末残高	28,687

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	130,716千円
年金資産	102,029
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,687

退職給付引当金	28,687
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,687

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	16,131千円
----------------	----------

(4) 確定拠出制度

要拠出額	8,328千円
------	---------

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付制度として、退職一時金制度と中小企業退職金共済制度を併用しておりましたが、2017年10月より確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度並びに確定拠出企業年金制度の併用へと移行しております。

なお、当社が有する確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	28,687千円
退職給付費用	5,947
退職給付の支払額	417
制度への拠出額	15,686
<b>退職給付引当金の期末残高</b>	<b>18,530</b>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	139,693千円
年金資産	121,162
<b>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</b>	<b>18,530</b>

退職給付引当金	18,530
<b>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</b>	<b>18,530</b>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	5,947千円
----------------	---------

(4) 確定拠出制度

要拠出額	8,072千円
------	---------

(株式給付制度)

1. 採用している退職給付制度の概要

従業員の新しい福利厚生サービスの一環として「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

2. 退職給付費用に関する事項

前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
株式給付規程に基づく期末勤続ポイント 2,349千円	株式給付規程に基づく期末勤続ポイント 775千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	134,366千円	221,949千円
貸倒引当金	47,356	56,945
退職給付引当金	8,738	5,644
減価償却費	21,180	14,519
減損損失	102,159	98,890
たな卸資産評価損	7,605	19,361
長期前払費用	5,830	3,526
前受金	18,138	-
売掛金	4,569	-
その他	14,751	12,998
繰延税金資産 小計	364,695	433,835
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	134,366	221,949
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	213,136	195,881
評価性引当額 小計(注)1	347,503	417,830
繰延税金資産 合計	17,192	16,005
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	4	65
固定資産圧縮積立金	17,187	15,939
繰延税金負債 合計	17,192	16,005
繰延税金資産の純額	-	-

(注)1. 評価性引当額が70,326千円増加しております。この増加の内容は、主に税務上の繰越欠損金が増加したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金( )	-	-	-	-	-	134,366	134,366
評価性引当額	-	-	-	-	-	134,366	134,366
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金( )	-	-	-	-	-	221,949	221,949
評価性引当額	-	-	-	-	-	221,949	221,949
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当社が有している関係会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

当社が有している関係会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「ASPサービス事業」及び「ホテル関連事業」の事業を営んでおります。

「ASPサービス事業」は、フードサービス企業に向けて基幹業務システムの提供を行っており、同システムをパッケージとインターネット経由で提供するASP/パッケージシステム事業、POSシステムなどハード機器の販売を行うシステム機器事業、その他、他社製品及びサプライ品の販売、修理などを行う周辺サービス事業を一体として提供しております。

「ホテル関連事業」は、ホテル事業及びこれに付帯する業務をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報  
前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	財務諸表計上額 (注)
	ASPサービス事業	ホテル関連事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,238,463	52,742	1,291,206	-	1,291,206
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	41,773	41,773	41,773	-
計	1,238,463	94,515	1,332,979	41,773	1,291,206
セグメント損失( )	477,569	30,687	508,257	-	508,257
セグメント資産	2,067,005	116,116	2,183,122	-	2,183,122
その他の項目					
減価償却費	211,794	4,868	216,663	-	216,663
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	119,375	4,465	123,840	-	123,840

(注) セグメント損失の合計額は、損益計算書の営業損失と一致しております。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	財務諸表計上額 (注)
	A S Pサービス事業	ホテル関連事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,528,046	44,958	1,573,005	-	1,573,005
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	39,812	39,812	39,812	-
計	1,528,046	84,771	1,612,817	39,812	1,573,005
セグメント損失( )	153,092	25,296	178,389	-	178,389
セグメント資産	1,687,675	111,188	1,798,864	-	1,798,864
その他の項目					
減価償却費	182,749	4,375	187,125	-	187,125
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	170,951	-	170,951	-	170,951

(注) セグメント損失の合計額は、損益計算書の営業損失と一致しております。

## 【関連情報】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社あきんどシロ	137,632	A S Pサービス事業

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社タカハシ	195,259	A S Pサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

	A S Pサービス事業	ホテル関連事業	調整額	合計
減損損失	-	4,100	-	4,100

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

(単位：千円)

	A S Pサービス事業	ホテル関連事業	調整額	合計
減損損失	-	-	-	-

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等  
前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	田村 隆盛	山口県宇部市	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 52.24 間接 1.82	当社代表取締役	債務被保証(注)	158,002	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 金融機関からの一部借入金に対して、債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	田村 隆盛	山口県宇部市	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 46.45 間接 1.62	当社代表取締役	債務被保証(注)	150,010	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 金融機関からの一部借入金に対して、債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。



## ( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	17円33銭	10円25銭
1株当たり当期純損失( )	266円07銭	105円94銭

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めておりません。
3. 信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。
4. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失金額( )(千円)	655,473	272,820
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失( ) (千円)	655,473	272,820
期中平均株式数(株)	2,463,500	2,575,255
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

## ( 重要な後発事象 )

## ( 多額な資金の借入 )

当社は、手元資金の拡充及び中長期的な財政基盤の安定性を速やかに確保することを目的として、2021年12月15日開催の取締役会において、株式会社日本政策金融公庫より資本性劣後ローンによる資金の借入を行うことを決議し、以下のとおり借入を実行いたしました。

- (1)借入金額 400,000千円(うち100,000千円は借換)
- (2)契約締結日 2021年12月17日
- (3)借入実行日 2021年12月21日
- (4)借入期間 10年間(満期一括返済)
- (5)担保提供資産及び保証の内容 無担保・無保証

上記借換は、2020年6月30日付実行の株式会社日本政策金融公庫からの資金調達300,000千円のうち100,000千円の借換を行うものです。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	451,518	-	-	451,518	124,846	18,575	326,671
構築物	18,595	-	-	18,595	6,331	1,550	12,264
工具、器具及び備品	917,712	30,199	-	947,911	878,117	51,440	69,793
土地	130,838	-	-	130,838	-	-	130,838
リース資産	114,064	-	-	114,064	81,882	19,743	32,181
建設仮勘定	395	-	395	-	-	-	-
有形固定資産計	1,633,123	30,199	395	1,662,927	1,091,177	91,309	571,749
無形固定資産							
ソフトウェア	846,198	237,871	-	1,084,069	771,784	95,723	312,284
ソフトウェア仮勘定	122,503	162,001	258,725	25,779	-	-	25,779
電話加入権	2,445	-	-	2,445	-	-	2,445
特許権	740	-	-	740	439	92	300
無形固定資産計	971,887	399,873	258,725	1,113,033	772,223	95,815	340,810
長期前払費用	139,313	34,406	30,503	143,216	-	-	-
繰延資産							
社債発行費	7,147	-	-	7,147	2,637	1,193	4,509
繰延資産計	7,147	-	-	7,147	2,637	1,193	4,509

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	データセンター設備機器の購入	21,386 千円
ソフトウェア仮勘定	飲食店経営管理システム(R)等の製品開発	42,817 千円

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア勘定等への振替	223,576 千円
-----------	---------------	------------

## 【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第4回無担保社債 (株式会社りそな銀行保証付及 び適格機関投資家限定)	2019年3月25日	70,000 (20,000)	50,000 (20,000)	0.38	なし	2024年3月25日
第5回無担保社債 (株式会社みずほ銀行・東京信 用保証協会共同保証付、分割譲 渡制限特約付)	2019年10月4日	129,000 (10,500)	108,000 (21,000)	2020年4月4日まで で:0.12% 2020年4月4日の 翌日以降:6ヶ月 日本円TIBOR	なし	2026年10月2日
合計	-	199,000 (30,500)	158,000 (41,000)	-	-	-

(注) 1. ( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
41,000	41,000	31,000	21,000	24,000

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	650,000	484,277	0.93	-
1年以内に返済予定の長期借入金	144,667	159,883	0.97	-
1年以内に返済予定のリース債務	23,725	21,843	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	805,400	729,446	0.97	2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	43,055	20,470	-	2025年
計	1,666,848	1,415,921	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	195,591	144,375	129,792	105,092
リース債務	12,189	6,629	1,527	124

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	155,470	40,585	1,077	8,025	186,952

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」8,025千円は、洗替による戻入額であります。

## 【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,056
預金	
普通預金	95,544
定期預金	23,500
別段預金	411
小計	119,456
合計	121,512

## 売掛金

## (イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社すかいらーくホールディングス	10,230
株式会社極楽湯	6,710
株式会社FOOD & LIFE COMPANIES	6,697
株式会社叙々苑	6,518
株式会社九州フードサービス	5,100
その他	43,220
合計	78,477

## (ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
66,016	1,730,305	1,717,844	78,477	95.6	15.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## 商品

品目	金額(千円)
POSレジスター	32,101
オーダーエントリーシステム	177,647
自社機器 小計	209,748
その他	140,465
他社機器 小計	140,465
合計	350,214

## 貯蔵品

品目	金額(千円)
製品用部品	2,470
修理用部品	9,304
パンフレット・カタログ・マニュアル	1,552
合計	13,327

## 買掛金

相手先	金額(千円)
情報環境ソリューションズ株式会社	6,717
グローリー株式会社	5,633
テクノホライゾン株式会社	4,084
A Cネットワーク株式会社	2,563
K D D I 株式会社	2,184
その他	8,238
合計	29,422

## 短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社りそな銀行	184,997
株式会社みずほ銀行	110,560
株式会社三菱UFJ銀行	102,000
株式会社三井住友銀行	86,720
合計	484,277

## 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社西京銀行	51,912
株式会社みずほ銀行	27,158
株式会社きらぼし銀行	23,341
株式会社三菱UFJ銀行	19,166
株式会社日本政策金融公庫	14,970
その他	23,334
合計	159,883

## 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社日本政策金融公庫	285,030
株式会社西京銀行	223,684
株式会社三井住友銀行	88,748
株式会社みずほ銀行	82,851
株式会社三菱UFJ銀行	20,833
その他	28,299
合計	729,446

## (3)【その他】

## 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	406,231	913,461	1,258,150	1,573,005
税引前四半期純利益又は税引前四半期(当期)純損失( ) (千円)	2,565	17,089	110,091	264,736
四半期(当期)純損失( ) (千円)	1,494	22,663	116,163	272,820
1株当たり四半期(当期)純損失( ) (円)	0.61	9.17	45.93	105.94

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失( ) (円)	0.61	8.54	35.36	57.76

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	-
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.afs.co.jp/">https://www.afs.co.jp/</a>
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年9月末日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元(100株)以上を保有する株主を対象とします。 (2) 優待内容 当社が運営する山口県山陽小野田市内の自然公園内に立地する「ナチュラルグリーンパークホテル」の宿泊及び天然温泉無料の「株主様ご優待券」を、保有株式数に応じて次のとおり贈呈いたします。 ・100株以上300株未満 1枚 ・300株以上500株未満 3枚 ・500株以上1,000株未満 6枚 ・1,000株以上5,000株未満 12枚 ・5,000株以上 30枚 (3) 実施回数、贈呈時期 毎年9月30日を基準日として年1回実施いたします。

(注) 当会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第27期）（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）2020年12月28日 中国財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2020年12月28日 中国財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第28期第1四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月15日 中国財務局長に提出  
（第28期第2四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月14日 中国財務局長に提出  
（第28期第3四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月12日 中国財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
2020年12月28日 中国財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会決議事項の決議）に基づく臨時報告書であります。  
2021年3月29日 中国財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）に基づく臨時報告書であります。  
2021年5月12日 中国財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券届出書及びその添付書類  
2021年3月3日 中国財務局長に提出  
株式及び新株予約権の発行に係る有価証券届出書であります。
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書  
2021年3月4日 中国財務局長に提出  
2021年3月3日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年12月24日

株式会社アルファクス・フード・システム

取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人  
東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルファクス・フード・システムの2020年10月1日から2021年9月30日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルファクス・フード・システムの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2020年3月16日付で2017年9月期から2019年9月期までの有価証券報告書及び2017年9月期第1四半期から2019年9月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出している。これには、売上の早期計上が含まれている。</p> <p>当監査法人は、訂正事案に関連する内部統制の不備の影響に十分に留意して収益認識に関する監査手続を実施する必要があることから、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>訂正事案に関連して識別された開示すべき重要な不備について、会社が当期末までに是正した諸施策について理解し、評価した。</p> <p>また、当監査法人は収益認識の妥当性について、主として以下の手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 販売取引に関する内部統制の整備・運用状況を評価するために、ウォークスルー手続、関連証憑の査閲及び内部統制実施者への質問を実施した。</li> <li>2. 売上区分別の売上高、売上総利益率の期間比較分析を実施した。</li> <li>3. 基幹業務システムの売上データの再集計と売上計上額との整合性の確認を実施した。</li> <li>4. 売上データの部門別月次推移分析及び得意先別月次推移分析を実施した。</li> <li>5. 年度を通じ金額的に重要な売上取引の証憑突合を実施した。</li> <li>6. 期末月に売上高が顕著に増加した得意先についてのヒアリング及び証憑突合を実施した。</li> <li>7. 金額的重要性のある売上債権残高について確認手続を実施した。</li> <li>8. 金額的重要性のある売上債権残高について期末日後の入金状況の調査を実施した。</li> <li>9. 翌期の売上返品、値引状況をレビューし、異常な取引がないことを確かめた。</li> </ol>

棚卸資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社はシステム機器関連事業として、POSシステム、オーダーエントリーシステム及びテーブルオーダーリングシステムや新規事業のロボット販売を行っており、貸借対照表に記載の通り、会社は2021年9月末時点において、商品350百万円を計上している。</p> <p>会社は、システム機器を委託開発製品から民生品への切り替えを進めており、在庫リスクが減少しているが、一定の在庫を保持しなければならないことなどから、2021年9月期のシステム関連機器の年間売上高658百万円に比して、比較的多額の棚卸資産を計上している。当監査法人は、滞留在庫の有無、販売可能性、陳腐化による評価減の要否等を十分に検証する必要があると判断したため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当法人は、棚卸資産の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況を評価し、在庫残高及び在庫回転期間の期間比較分析を行うとともに、棚卸資産の評価書類を入手し、評価が適正に行われていることを以下の手続により確かめた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 評価資料が会計基準等に準拠し、計算過程に問題がないことを確かめた。</li> <li>2. 販売可能性について、過去の販売実績を検討するとともに、商品内容、市場動向及び販売見込み等をヒアリングした。</li> <li>3. 実地棚卸立会手続、預け在庫の確認手続及び証憑突合により期末在庫の実在性を確かめた。</li> <li>4. 在庫の入出庫管理資料及びヒアリングにより期末在庫の滞留状況を把握した。</li> <li>5. 正味売却可能価額の販売単価について、直近の販売実績との照合及び販売価格の見込みに関するヒアリングを行った。</li> </ol>

ソフトウェアの資産計上及び評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、外食産業向けのロス削減機能の特徴とした基幹業務システムを提供するASPサービス事業を主力事業としている。そしてサービスを提供するためのソフトウェア制作費のうち将来の収益獲得が確実であると認められる部分を会社はソフトウェアとし、制作中のものをソフトウェア仮勘定に計上している。</p> <p>貸借対照表に記載の通り、会社は2021年9月末時点において、ソフトウェア312百万円、ソフトウェア仮勘定25百万円を計上している。</p> <p>ソフトウェアの制作費については、資産計上の可否、金額の算定、評価の各過程において見積りや判断による部分が多く、また、会社の計上額は金額的に重要性があることから、十分に検証する必要があると判断したため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当法人は、ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の計上額の適性を判断するために、以下の手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ソフトウェアと研究開発費の会計処理に関する基準の整備状況を確認した。</li> <li>2. ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の計上内容についてヒアリングし、資産計上額が基準を満たしていることを確認した。</li> <li>3. ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の計上額が、財務会計数値に基づいて集計されていることを確認した。</li> <li>4. ソフトウェアが耐用年数3年で償却計算されていることを確認した。</li> </ol>

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルファクス・フード・システムの2021年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アルファクス・フード・システムが2021年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

##### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。